

## 第2部

- 平成18年度における  
出入国管理行政に係る主要な施策

## 第1章 不法滞在外国人の半減のための取組

### 第1節 犯罪に強い社会の実現のための行動計画

「世界一安全な国，日本」の復活を目指し，治安の回復に向けた対策を総合的かつ積極的に行うため，平成15年12月18日，犯罪対策閣僚会議において「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定した。

同計画においては，犯罪の温床となる不法滞在者を平成20年までの5年間で半減させ，国民が安心して暮らすことができるようにするとともに，平穩かつ適法に滞在している多くの外国人に対する無用の警戒感を払拭するため，入国管理局においても「水際における監視，取締りの推進」，「不法入国・不法滞在対策等の推進」，「外国関係機関との連携強化」の施策を推進することとした。具体的には，入国審査時等における審査の厳格化，不法滞在者の摘発強化と退去強制の効率化，留学生・就学生・研修生等を適正に受け入れるための諸対策の推進，関係国当局に対する被退去強制者の管理の徹底に係る要請等に積極的に取り組んでいくこととされ，また，出入国審査の一層の厳格化，不法滞在者の大幅な縮減等を図るため，入国審査官，入国警備官の所要の増員を含めた出入国管理体制の強化，収容施設及び装備，機材の整備等を推進することとされた。

### 第2節 不法滞在者半減に向けた総合的な取組の推進

賃金格差等を背景として，近隣諸国から我が国での不法就労を企図して入国する外国人が依然として後を絶たず，不法残留者数は平成5年以降減少傾向にあるものの，19年1月1日現在，約17万人と未だ高水準で推移している。そこで，入国管理局では，これら不法残留者及びブローカーの手引きなどによって我が国に不法入国して潜伏しているいわゆる密航者を含む不法滞在者を16年から20年までの5年間で半減させることを目指し，不法滞在者を日本に「居させない」ため，警察を始めとする関係機関との連携を強化して合同摘発を推進するとともに，関係国と送還・旅券発給等に関する積極的な交渉を行うなど，迅速な送還を実現するための方策を講じている。さらに，不法滞在を目的とする外国人を日本に「来させない」ため，在留資格認定証明書交付申請に係る厳格な審査，不法滞在者送出国に対する厳格な出国管理の要請などを行い，加えて，観光客等を装った不法滞在目的の外国人が日本に到着しても「入らせない」ため，上陸審査の厳格化，偽変造文書鑑識の強化などの各方策を実施しており，この「居させない」「来させない」「入らせない」を3本の柱として，国民の治安回復への強い期待に応えるべく，関係機関とも緊密に連携しながら，積極的に不法滞在者対策に取り組んでいる。

## 第2章 出入国管理業務全般

### 第1節 人身取引対策の推進

人身取引は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは人身取引が、その被害者、特に女性と児童に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復が困難であるからである。このような認識の下、政府は、平成16年12月に総合的・包括的な人身取引対策を講ずることを目指して「人身取引対策行動計画」を策定した。

入国管理局においては、入管法の一部改正（平成17年）、在留資格「興行」に係る上陸許可基準を定める省令の改正（17年及び18年）をするとともに人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護に努めている。

#### 1 人身取引の防止

不法残留者が多く発生している出身国別にデータを分析し、上陸審査を強化するとともに、空港の直行通過区域（トランジットエリア）（ワンポイント解説）におけるパトロール活動を行い、不審者の監視・摘発に努めている。また、外国の空港にリエゾン・オフィサー（連絡渉外官）（下記第2節3参照）として偽変造文書鑑識のエキスパートを派遣するなど、水際対策を積極的に行っている。また、人身取引被害者、加害者等に関するデータを収集して集約・共有を図り、各地方入国管理官署において同データの閲覧・検索が可能となっており、同データを活用することにより、厳格な審査、積極的な摘発に取り組んでいる。

#### 直行通過区域 （トランジットエリア）

ポイント  
解説

本邦において航空機を乗り換える旅客が通過する経路及び乗換えのためにとどまることができる空港内の場所をいう。

航空機の乗換えのためには、本邦に上陸する意思がなくても、一旦航空機を降りた後、物理的には本邦の領土である部分を経由して他の航空機に乗り換えることとなるが、上陸の許可を受けることなく乗換えのために直行通過区域（トランジットエリア）にとどまることができるというのが国際慣行となっている。

#### 2 人身取引の撲滅

人身取引事案を認知した場合には、警察庁などと相互に緊密な連携、協力を図るとともに、労働基準監督署等関係機関とも連携し、悪質な雇用主、ブローカー等の摘発を念頭に置き、また、その背後に潜在する国際犯罪組織の解明を視野に入れ、人身取引事案の撲滅に向けた取組みを一層強化している。

### 3 人身取引被害者の保護等

在留特別許可の適切な運用により被害者の保護に努めるとともに、関係行政機関、IOM（注）及びNGOと緊密に連携した帰国支援を行っている。

以上のほか、入国管理局職員に対し、人身取引事案に対する意識向上、知識習得のための研修を充実させている。

（注）IOM（国際移住機関）

難民への支援、移民への支援及び人的資源移転計画を主な活動とする国際機関。

### 4 被害者の心情等に配慮した対応

人身取引の被害者の可能性のある外国人に対しては、事情聴取等において、被害者が女性である場合はできる限り女性の担当官が対応し、被害者の母国語の通訳を介して意思の疎通を図りつつ、柔和な態度で不安感を払拭するよう留意しながら速やかに手続を進めている。

また、人身取引の被害者が不法滞在者である場合でも、その者の立場を十分配慮しながら、その者の希望を踏まえ、我が国への在留特別許可により正規に滞在できるようにするなど適切な措置をとっている。

### 5 平成18年中における人身取引の被害者数及び事例

入国管理局が平成18年に保護（在留特別許可）又は帰国を支援した人身取引の被害者は47人（全員女性）となっており、前年の115人に比べて減少（59.1%減）した。これは16年12月の「人身取引対策行動計画」策定以降、政府全体で人身取引対策に取り組んでいることはもちろん、入国管理局が人身取引対策として、17年及び18年の2回にわたり在留資格「興行」に係る上陸許可基準を定める省令の改正を実施したことに伴い、同在留資格で入国する者が大幅に減少したことによるものと考えられる。

国籍別の内訳としては、フィリピンが29人（前年47人）、インドネシア14人（前年41人）で、この2か国で全体の91.5%を占めたが、被害者数はいずれも減少した（表47）。

一方、被害者の平均年齢（保護時）は、22.2歳（前年24.0歳）で、そのうち18歳未満の者は9人（前年6人）と前年に比べて低年齢化した。

特に、不法残留等入管法違反となっていた27人（前年47人）の被害者全員について在留特別許可したところ、保護時の平均年齢が20.4歳（前年23.8歳）本邦入国時の平均年齢が19.3歳（前年23.3歳）と、同様に低年齢化の傾向が出ており、中には14歳で本邦に不法入国し、ホステスや売春婦として稼動していた被害者が3人いた。

表47 人身取引の被害者数（平成18年）（人）

国籍	処 理 状 況		合 計
	正規在留	在留特別許可	
フィリピン	19	10	29
インドネシア	0	14	14
タイ	1	2	3
韓国	0	1	1
総 数	20	27	47

（注）正規在留20人の在留資格は「興行」18人「短期滞在」2人である。また、在留特別許可27人の入国時の在留資格等は、不法入国20人「短期滞在」6人「日本人の配偶者等」1人である。

## 6 平成18年中に人身取引の加害者として退去強制した外国人数

平成17年の入管法改正により「人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者」が退去強制の対象（入管法24条第4号八）となった。

入国管理局が平成18年に同条項を適用して退去強制した人身取引の加害者は、フィリピン人3名、タイ人1名の計4名で、いずれも女性である。なお、17年にはフィリピン人女性1名を退去強制している。

## 第2節 テロ対策の推進

### 1 厳格な出入国審査等の実施

国民の生命と安全を守るためには、観光客等を装ったテロリスト等の入国を確実に水際で阻止することが極めて重要であり、入国管理局においては、我が国に入国を試みるテロリスト等を確実に水際で排除するため、平成13年の米国同時多発テロ以降、継続して厳格な出入国審査等を実施している。

具体的には、テロリスト等が我が国に入国し、テロ行為を行うことを阻止するため、関係機関との連携を緊密にして、国際的なテロリスト等の動きや、それに関連する各種情報を収集している。上陸審査等の際に、これらの情報に基づいた要注目人物リストとの確実な照合により、テロリスト等の発見に努めている。

また、テロリスト等は偽変造旅券を行使する可能性が高いことから、主要空港に偽変造文書対策室を設置しているほか、高性能の偽変造文書鑑識機器を導入するなどして、偽変造文書の鑑識体制の強化に取り組んでいる（下記第3節参照）。

さらに、第164回国会において成立した「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」により、本年11月からは、我が国に上陸しようとする外国人に対し、個人識別情報（指紋、顔画像）の提供を義務付けることとされており、テロリスト等の入国を防止するための一層厳格な審査が可能となる。

また、自国を出国するときは真正な旅券を使用し、成田空港等の直行通過区域（トランジットエリア）到着後にブローカー等から偽変造旅券を入手して、同旅券をもって米国等に不法入

### ポイント解説

#### セカンダリ審査 （2次的審査）

セカンダリ審査（2次的審査）とは、上陸審査ブースにおける審査では、明らかに上陸条件に適合する外国人に対してのみ上陸許可を与え、入国目的等に疑義が持たれる外国人については、別途の場所において、上陸条件の適合性について改めて慎重な審査を実施するもので、上陸審査の円滑・迅速化と厳格化を同時に達成するものである。

#### プレクリアランス（事前確認）

プレクリアランス（事前確認）とは、外国の空港に入国審査官を派遣して現地で上陸条件の適合性についての事前チェックを行い、上陸拒否事由等に該当する外国人については日本への渡航を事前に取りやめさせるよう指導し、また、本邦において行う活動が虚偽でないかどうかを確認するもので、入国する空港又は海港での審査の簡素化及び待ち時間の短縮を図るとともに不法滞在者の発生を抑制するものである。

なお、平成17年度から韓国及び台湾においてプレクリアランス（事前確認）を実施している。

国を企てる等，我が国の空港の直行通過区域を悪用し，米国等第三国への不法入国を試みる者が後を絶たない状況にあり，その防止がテロ及び国際組織犯罪対策上，喫緊の課題となっていることから，入国管理局では，財務省関税局と連携するなどして，成田空港，関西空港及び中部空港の直行通過区域におけるパトロールを強化している。

## 2 旅客等名簿の事前提出義務化に伴うAPIS(事前旅客情報システム)対象便の拡大

テロリストをはじめとする国際的な組織犯罪者の移動を阻止し，自国への侵入を水際において阻止することは，国際社会の重要な課題となっており，従来にも増して厳格な出入国審査を実施することにより，犯罪に関与する者などの要注意人物の入国を確実に阻止することがテロ対策・治安対策を進めていく上で不可欠となっている。

その一環として，平成17年1月4日から，警察庁，財務省及び法務省が共同でAPIS（事前旅客情報システム（Advance Passenger Information System））を運用している。

当初APISは航空会社の任意参加であったため，すべての航空会社の協力を得るところまでには至らず，一部の航空会社から旅客情報の提供を受けるのみであったが，平成18年の第164回国会において出入国管理及び難民認定法が改正され，19年2月1日以降，本邦に到着するすべての航空機及び船舶は乗員・乗客の氏名等の事前提出が義務付けられることとなった。

これにより，本邦に乗り入れるすべての船舶及び航空機から乗客等の身分事項等の事前提出がなされることとなり，航空機については，提出の利便性などから，航空会社からAPIS経由での提出を行うものが飛躍的に増加した。その結果，ほとんどの旅客情報を事前にチェックすることが可能となったため，事前審査の精度が高まり，APIS情報に基づき退去命令に至った件数は，乗員・乗客に関する事項の事前報告を義務化する直前の1月が66件であったのに対し，2月が95件，3月が146件と着実に増加した。

入国管理局としては，今後とも関係機関との連携を図りつつ，精度の高い，厳格かつ迅速な入国審査体制の整備を図ることとしている。

## 3 リエゾン・オフィサーの派遣

テロリストが我が国への入国を試みる場合には偽変造旅券を行使する可能性が高いと考えられ，これを事前に海外の空港において発見・阻止するため，平成17年から世界的なハブ空港であるタイのバンコク国際空港への派遣を開始したリエゾン・オフィサー（連絡渉外官）を，引き続き18年にも約6か月間派遣した。

リエゾン・オフィサーには文書鑑識能力に長けた入国管理局職員を派遣しており，主に日本向けの航空機等に搭乗しようとする外国人等の旅券について，偽変造の鑑識を行って航空会社の職員等に助言を行ったり，出入国管理に関する情報収集を行っている。リエゾン・オフィサーは派遣期間中，多数の偽変造文書を発見し成果を上げた。

## 4 新たな手法の導入

入国管理局では、外国人の円滑な受入れを進めつつ、テロリスト等が我が国に流入することを防ぐため、入国目的に疑いがある外国人に対する一層慎重な審査を実施するセカンダリ審査（2次の審査【P65 ワンポイント解説参照】）の導入、偽変造旅券を行使する不法入国者の阻止を目的としたリエゾン・オフィサー（連絡渉外官【上記3参照】）の派遣及び出発地における事前確認により不法入国等を企図する外国人の入国を事前に阻止するプレクリアランス（事前確認【P65 ワンポイント解説参照】）を導入するなど、厳格な出入国審査を実施するとともに新たな手法を導入、実施することにより、水際対策を強化している。

さらに「テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・テロ対策推進本部決定）を踏まえ、上陸審査時に外国人（特別永住者等を除く。）に指紋等の個人識別情報の提供を義務付ける規定の整備、外国人テロリスト等の退去強制事由に関する規定の整備、本邦に入る船舶等の長に乗員・乗客に関する事項の事前報告を義務付ける規定の整備等を内容とする「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成18年法律第43号）」が第164回国会において可決・成立し、18年5月24日に公布された。

なお、の規定については18年6月13日から、の規定については19年2月1日からそれぞれ施行されており、の規定については19年11月23日までに施行される予定である。

## 第3節 偽変造文書対策の強化

### 1 偽変造文書行使の概況

偽変造旅券等の行使による不法入国事案は依然として後を絶たず、特に、人身取引やテロ行為等の国際犯罪組織が暗躍するための手段として利用されている状況を軽視することはできない。

また近年、出入国審査手続などの場面で行使される偽変造旅券等は一層精巧さを増しており、虚偽の文書等を提出し正規の手続を経て不正に他人名義の旅券を取得する「不正取得」事案や、自分の顔形に似た他人名義の真正旅券を行使し入国を企てる、いわゆる「なりすまし」事案も発生している。後者の事案については、平成19年11月までに導入されるバイオメトリクスを用いた審査の活用が期待されているが、併せて引続き偽変造文書鑑識の技術向上のための研修実施や関連情報の収集・分析活用を積極的に行っている。

このように、偽変造文書やその他の不正手段を行使して我が国への入国を企図する外国人の多くは、不法就労を目的としていると考えられ



偽変造対策研修風景

るが、テロリストや国際犯罪組織が我が国への潜手段として悪用するおそれもあることから、治安対策の観点からも、これら偽変造旅券等を行使する者については、水際で確実に発見し、その流入を確実に阻止することが求められており、そのための堅固な体制整備を図ることが出入国管理行政上の重要な課題となっている（図20，表48）。

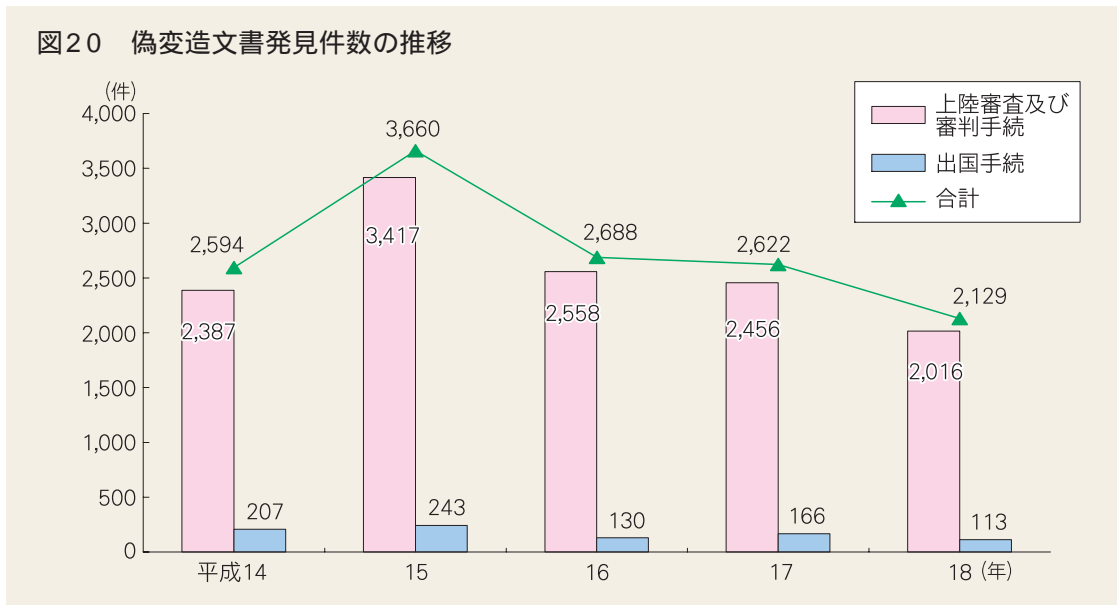


表48 偽変造文書発見件数の推移 (件)

区分		年	平成14	15	16	17	18
上陸	旅券		1,402	1,561	1,011	834	647
	その他		985	1,856	1,547	1,622	1,369
	合計		2,387	3,417	2,558	2,456	2,016
出国	旅券		139	142	77	92	70
	その他		68	101	53	74	43
	合計		207	243	130	166	113
合計	旅券		1,541	1,703	1,088	926	717
	その他		1,053	1,957	1,600	1,696	1,412
	合計		2,594	3,660	2,688	2,622	2,129

## 2 鑑識機器の配備

日々進歩する偽変造の手口に対応するため、平成16年度及び18年度には、拡大検査に加えて様々な波長の光を当ててインクの性質等の確認が可能な最新鋭機器を全国の主要空海港に順次配備した。



偽変造文書鑑識の機器



## 第4節 ITを活用した出入国管理業務の推進

### 1 IC旅券への対応

偽変造旅券の製造・流通の防止及び旅券の信頼性向上を目的として、国際民間航空機関（ICAO）においてICチップが搭載された新型IC旅券の規格を国際標準とするための協議が進められ、我が国では、外務省が平成18年3月20日の申請受理分より、顔画像が記録されたIC旅券の発給を開始した。

入国管理局においては、我が国におけるIC旅券の発給開始を受けて、新たにIC旅券を読み取って所定の認証を行うためのシステムの試行運用・実証実験を平成18年3月以来行ってきた。具体的には、ICチップ内に記録された電子情報（身分事項及び顔画像等）を読み出した上、公開鍵基盤（PKI）を応用して発給国政府機関からあらかじめ入手した認証情報により正規に発給されたものであるか否かを瞬時に確認するとともに、昨今問題化しているいわゆる「なりすまし」事案に対して適切に対処するというIC旅券の特性を活かすために、IC旅券認証に関する試作システム（プロトタイプ）を構築して検証を実施し、全国の国際定期路線が就航している空海港に機器を配備し、19年度におけるバイオメトリクスの本格運用にあわせて業務、システム両面に対応すべく準備を進めている。



バイオメトリクスの導入に向けた実験機器

### 2 バイオメトリクスの本格活用に向けての準備

#### （1）上陸審査時における外国人の個人識別情報の提供

平成18年に公布された「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成18年5月24日法律第43号）により、公布日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から上陸審査時における個人識別情報の提供が義務付けられることとなった。

これにより上陸申請者と旅券名義人との同一性の確認及び入国管理局が保有する要留意リストとの照合をより正確かつ迅速に行うことが可能となり、国民の生命と安全を脅かす外国人テロリストを、より確実に水際で発見することができることに加え、例えば、過去に退去強制歴がありながら、偽変造旅券や他人名義の旅券を利用して繰り返し不法入国をする者（いわゆるリピーター）についても、入国管理局が保有する被退去強制者の指紋及び顔画像と照合することにより、確実に発見することが可能となる。このように上陸審査時に個人識別情報の提供を義務付けることは、テロの未然防止を主たる目的とするものであるが、同時に、政府として取り組んでいる不法滞在者対策及び外国人犯罪対策にも資することが期待されている。

この新制度は上陸審査手続に大きな変化をもたらすものであり、平成19年におけるその円滑な導入を目指して、必要な機器やシステムの研究・検討や開発準備を着実にやっている。

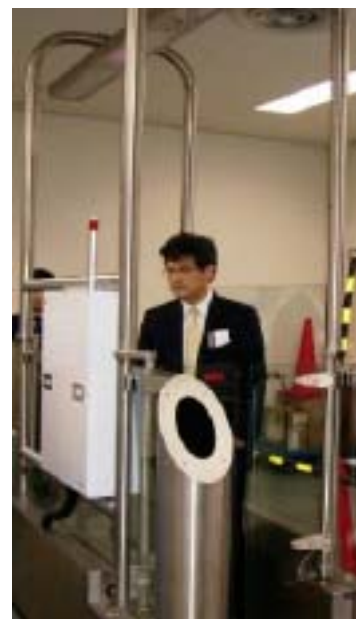
## (2) 自動化ゲート

上記(1)の法改正により同時に、出入国審査において指紋等の個人識別情報を利用した自動化ゲートを導入し、上陸審査手続きを簡素化・迅速化して利便性を高めるため、再入国許可を受けていることなど一定の要件に該当する外国人について、上陸許可の証印を受けることなく同ゲートを通過して上陸することが可能となった。

なお、当該外国人の出国及び日本人の出帰国に際して、確認の証印を受けることなく同ゲートを通過することを可能とするための措置については、法務省令で整備する予定である。

同ゲートの導入を図るに当たっては、利用者のニーズを把握した上で、安全性と利便性を共に確保することを前提に、システム運営に関する検討や利用方法の検証を進めている。

また、入国管理局が準備を進めている自動化ゲートとは別に、内閣官房が主導した、関係府省、航空会社、空港管理会社等で構成されるe-Passport連携事業推進のための連絡会議は、平成16年5月に発足以来、空港手続き全体の最適化を目指して検討を重ねてきており、入国管理局ではこれまでに行った実証実験等の結果を踏まえて、19年1月末から同年3月下旬まで、成田国際空港において実施された、一般旅客を対象とした連携実証実験「SPTトライアル2007」に参加した。



自動化ゲートの試作機

## 第5節 新たな在留管理制度の検討

### 1 政府における検討

(1) 我が国に入国する外国人の数は年々増加し、外国人の在留目的も、観光のみならず就労、留学、研修、永住など多岐にわたり、外国人の入国・在留状況を正確に把握することの重要性が高まっている。

現在、外国人の入国・在留状況は、出入国管理及び難民認定法に基づく入国審査や在留審査と、外国人登録法に基づく外国人登録制度によって把握されている。しかし、これら現行の制度については、「外国人の在留状況の把握と管理が二つの法律により二元的に処理されている」、「在留外国人の居住状況や就労の実態の把握が必ずしも十分ではない」といった問題点が指摘されている。

(2) 政府は、平成17年7月19日、犯罪対策閣僚会議の下に「外国人の在留管理に関するワーキ

ングチーム」を設置し、外国人の在留情報の把握や在留管理の在り方について、法務省を含む関係省庁間で検討を進め、18年12月19日、それまでの検討状況を犯罪対策閣僚会議に報告した。同ワーキングチームでは、具体案について政府としての結論を得るため、引き続き議論を進めている。

## 2 出入国管理政策懇談会・在留管理専門部会における検討

### (1) 在留管理専門部会の設置

法務省は、1(2)の政府における検討を踏まえ、外国人の在留管理の在り方について、広く各界の意見を募り、今後の検討の参考とするため、平成19年2月1日、法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置した。

### (2) 在留管理専門部会における検討

在留管理専門部会では、地方公共団体、経営・労働・教育など様々な分野の関係者から意見を聴取するなどしながら、市区町村との関係の見直しを含む現行制度の改善、勤務先や就学先など外国人の所属機関の協力、行政機関間において情報の相互照会を可能とする仕組みの構築など正確かつ適切な在留管理を行うための制度の在り方について検討を重ねている。

### (3) 在留管理専門部会における検討結果は、出入国管理政策懇談会に報告され、同懇談会は、これを踏まえて更に検討を行い、平成19年度末を目処に報告書を法務大臣に提出することとしている。



平成18年4月以降では、新たな措置として、18年5月1日からブルガリア公用旅券所持者に対して査証免除措置を実施している。

### 3 アイルランドとのワーキング・ホリデーに係る「特定活動」告示の改正

日本国政府は、一定の要件を満たすアイルランド市民に対しワーキング・ホリデー査証を発給し、当該査証を有するアイルランド市民に対し、当該査証が有効となる日から最長1年間本邦に滞在する許可を与えること、当該アイルランド市民は、本邦における旅行資金を補うために休暇に付随的な就労を行うことができること、本件措置は平成19年1月1日からとることなどを、18年6月28日、アイルランド政府に対して口上書をもって通報した。

これを受け、特定活動告示の定めるワーキング・ホリデー制度対象国にアイルランドを追加した（平成18年12月23日改正、19年1月1日施行）。

## 第2節 出入国手続の簡素化・円滑化

### 1 APEC・ビジネス・トラベル・カードの運用状況

APEC・ビジネス・トラベル・カード（ABTC）は、APEC（アジア太平洋経済協力）域内のビジネス関係者の移動を円滑化するために、ABTC制度参加国（地域）が相互に査証に関する事務負担を減らす試みである。APEC域内を頻繁に往来するビジネス関係者に対し、各国（地域）政府が特別なカードを交付し、あらかじめ参加国（地域）の政府に有効性の了解を得ておくことにより、その有効性を認めた参加国（地域）への入国（域）に際しては、旅券及びABTCのみで入国審査を受けることが可能となり、入国（域）が許可された場合は少なくとも2か月、最長3か月以内の入国・滞在ができる取決めとなっており、現在我が国を含め17の国（地域）が参加している（注）。

（注）平成19年4月現在、オーストラリア、ブルネイ、チリ、中国、中国香港特別行政区（SAR）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナムが参加している。



APEC・ビジネス・トラベル・カード

ABTCは、申請者の属する各国政府（各地域行政府）が交付し、ABTC交付対象者の基本要件は、犯罪歴を有さず、有効な旅券を有する、商用目的でAPEC域内を短期かつ頻繁に移動する必要がある真正なビジネス関係者となっている（我が国においては、外務省が同カードを発行することになっており、その発行基準は外務省令・告示で定められている。）。

我が国は、平成15年4月1日からその運用を開始しており、ABTC所持者が短期商用目的で上陸申請した場合、入国審査官は、査証を求めることなく、審査の結果、上陸のための条件に適合していると判断したときは「短期滞在（90日）」の上陸許可を付与することとしている。

本運用開始に伴い、東京入国管理局成田空港支局、大阪入国管理局関西空港支局及び名古屋入国管理局中部空港支局においてはABTC所持者のための専用レーンを設置し、ABTC所持者に対する円滑な上陸審査手続を行っている。また、他の空港においても可能な限り専用レーンを設置するよう努めている。



ABTC専用レーン

## 2 乗員上陸許可支援システムの運用状況

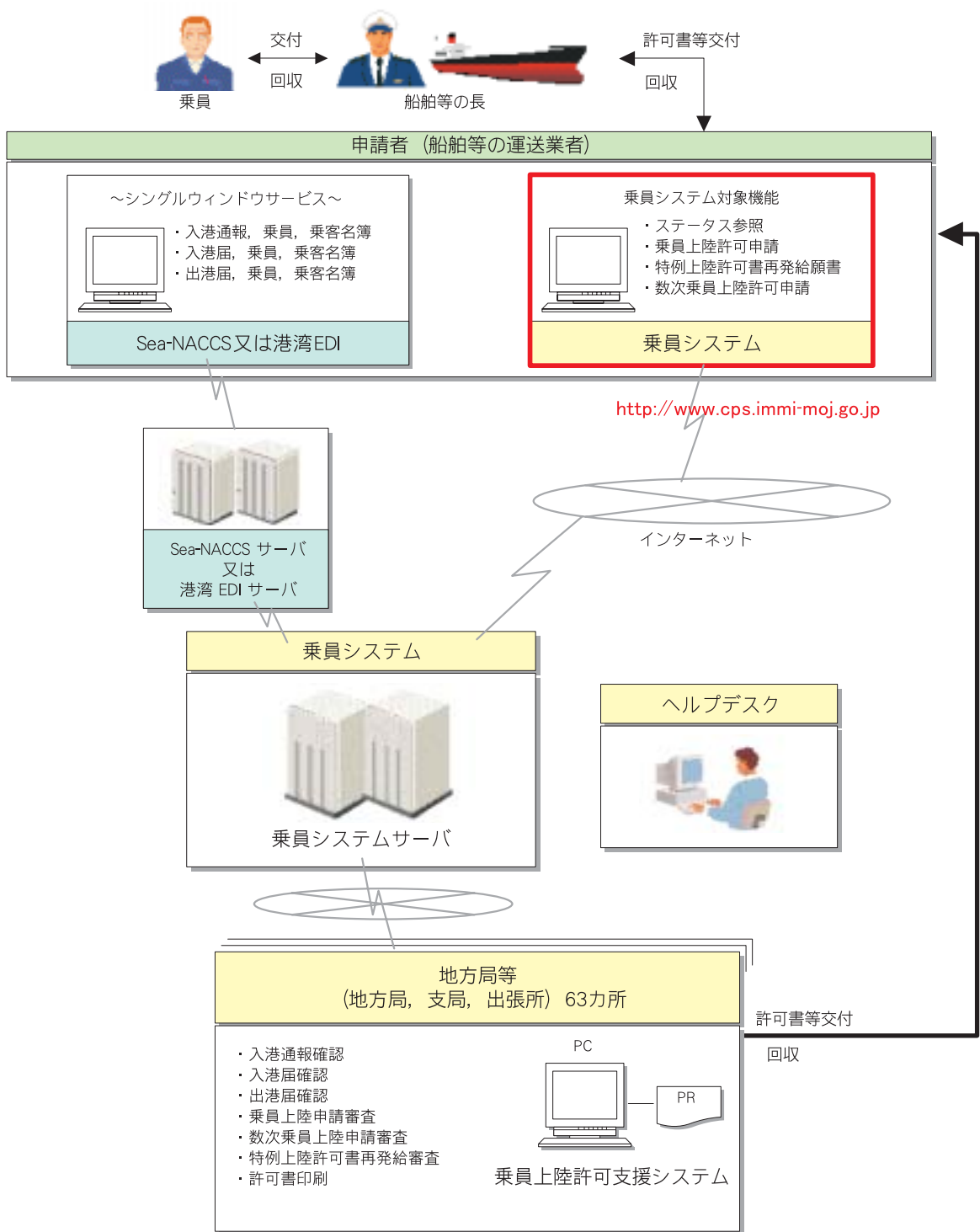
乗員上陸許可支援システムは、審査業務の適正化及び利便性の向上を図るため、運送業者からの乗員上陸許可申請等を電子的に受け付け、要注意外国人等のチェック、乗員上陸許可書等の作成をシステム化したもので、平成15年7月23日から運用を開始したものである（図21）。

平成17年に、船舶の入出港に付随する手続を標準化し、船舶航行の簡易化・迅速化を図ることを目的として制定された「1965年の国際海上交通の簡易化に関する条約(FAL条約)」を批准し、港湾関係省庁による各システムの見直しを行い、入力項目の削減や申請様式の統一化を実施して利便性を向上させた。

また、同年には、財務省において府省共通業務最適化として「輸出入及び港湾・空港手続関係業務にかかる業務・システムの最適化計画」が策定され、入国管理局においても個別府省業務最適化計画として「出入国管理業務の業務・システム最適化計画」を策定し、乗員上陸許可申請関係手続の電子化推進を盛り込んだ。

平成18年度は、これらの最適化計画に基づき、各府省が個別に運用しているシステムの利便性向上を図るため、統一申請受付窓口である「府省共通ポータル」の開発を決定し、財務省（独立行政法人 通関情報処理センター）を運用主体として20年10月から運用が開始されることとなった。

図21 乗員上陸許可支援システム図



## 第3節 我が国社会が必要とする外国人労働者の円滑な受入れ

### 1 IT技術者の受入れの拡大

近年IT関連技術は目覚ましい発展を遂げており、同時にこれらIT関連技術者に対するニーズも高まりを見せているところ、平成13年3月に策定されたIT戦略本部（「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部」）の「e-Japan重点計画」において、IT技術者などの専門的、技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れていくことにより、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図るため、IT技術者に関する上陸許可基準等外国人受入れに関連する制度の見直しについて検討を行い、所要の措置を講ずることとされた。また、同月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画」においても、「IT技術者などの専門的・技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れ、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図るため、IT技術者に関する上陸許可基準等外国人受入れ関連制度の見直しについて検討を行い、所要の措置を講ずること」とされた。

このような状況の中、法務省でも「第2次出入国管理基本計画（平成12年3月策定）において、「国内外の新たな社会の動きの中で社会のニーズに応えるよう外国人の円滑な受入れを図っていくこととする。」、また、「情報通信分野の発展は、その他の産業分野の発展にも大きく寄与するものであり、積極的な人材の確保や交流に出入国管理行政としても貢献していく。」とし、これらの方針のもと、IT関連技術者の受入れ拡大のニーズに応えるものとして平成13年12月に在留資格「技術」に係る基準省令を一部改正し、IT技術者受入れに関する緩和措置を講じた。具体的には、日本のIT関連資格と相互認証された外国の資格・試験のうち、法務大臣が告示で定めた試験に合格し、又は資格を有している外国人については、「技術」の在留資格に係る上陸許可基準である「大学若しくは大卒相当以上の学歴又は10年以上の実務経験」に関わりなく入国できることとした。

相互認証された外国の資格・試験で、法務大臣が告示で定めているのは、シンガポール（平成13年12月28日付け）、韓国（14年7月19日付け）、中国（同日付け）、フィリピン（15年5月30日付け）及びベトナム（同日付け）において行われている資格・試験であり16年度においても、8月27日、法務大臣告示を改正してミャンマー及び台湾において行われる試験を追加した。

なお、平成19年6月に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」においても「IT技術者に関する上陸許可基準等、外国人受入れ関連制度の見直しを行い、引き続き所要の措置を講ずる」とされており、これらの資格・試験については、相互認証の結果を踏まえ、今後とも順次拡大する予定である。

### 2 構造改革特別区域法による入管法の特例措置の全国展開

構造改革特別区域（特区）制度の下、これまでに入管法の特例として「外国人研究者受入れ促進事業」及び「外国人情報処理技術者受入れ促進事業（注）等が実施されてきた。

特区における規制の特例措置については、構造改革特別区域推進本部評価委員会（以下「評



価委員会」という。)において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国規模の規制改革につなげることとされているところ、外国人研究者受入れ促進事業及び外国人情報処理技術者受入れ促進事業については、評価委員会において、特例措置による弊害がないと評価され、平成16年9月、17年2月の構造改革特別区域推進本部決定により、全国展開することが決定された。また、17年10月には、全国において実施する規制改革事項として、外国人研究者受入れ促進事業で規制の特例措置が講じられていない外国人教授の在留期間の上限を3年から5年に伸長することが推進本部で決定された。

これらを受け、第164回国会において、特区法に規定されている特例措置等を全国において実施するための規定の整備等を含む「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が可決・成立した。これにより、特区法において在留資格に関する特例措置として規定されている「特定研究活動」、「特定研究事業活動」、「特定研究等家族滞在活動」、「特定情報処理活動」、「特定情報処理家族滞在活動」並びにこれに準ずる「外国人教授の教育活動」及び「外国人教授の家族滞在活動」を、いずれも入管法の在留資格「特定活動」として規定し、その在留期間の上限については、「3年」を「5年」に伸長すること等が規定された。

本規定については、平成18年11月24日から施行されている。

(注)外国人研究者受入れ促進事業は、構造改革特別区域(以下「特区」という。)内に所在する研究施設等において研究活動と当該研究の成果を利用して行う事業を営む活動を行おうとする外国人研究者(当該研究者の家族を含む。)について「特定活動」の在留資格を決定し、当該研究者が在留資格変更又は資格外活動の許可を受けることなく、研究活動と経営活動を行うことを可能とするとともに、在留期間の更新を受けずに在留できる期間を5年としたものである。また、当該外国人研究者及び特区内に所在する研究の中核となる大学等の施設において研究活動のみを行う外国人研究者(当該研究者の家族を含む。)については、これまで在留期間の更新を受けずに在留できる最長の期間は3年であったところ、特例措置としてこれを5年に伸長したものである。

また、外国人情報処理技術者受入れ促進事業は、情報処理産業は先端産業(ロボット、バイオ、環境等)の基幹技術となるものであり、新たな技術・サービス開発による新事業の創出効果が高く、さらに、産業の高度化等にも重要な要素となる分野であることから、特区内の事業所において、3年を超える期間、情報処理分野の業務に従事することが予定されている情報処理技術者(当該技術者の家族を含む。)について、在留期間の上限を、現行の3年から5年に伸長する措置を講じたものである。

### 3 特定研究活動者等の親の受入れに係る「特定活動」告示の改正

平成18年2月の構造改革特別区域推進本部決定は、上記2の措置対象となる外国人研究者及び外国人情報処理技術者の扶養を受け同居するものであって、自己で収入を得て生活することができない親について一定の要件の下に入国できるよう法務省告示を改正するため検討を行い、18年度中に措置すべきものとした。

これを受け、特定活動告示に「入管法別表第1の5の表の下欄(イ又はロに係る部分に限る。)に掲げる活動を指定されて在留する者と同居し、かつ、その者の扶養を受けるその者の父若しくは母又は配偶者の父若しくは母(外国において当該在留する者と同居し、かつ、その者の扶養を受けていた者であって、当該在留する者と共に本邦に転居をするものに限る。))として行う日常的な活動」を追加した(平成19年3月23日改正、同日施行)。

#### 4 海外企業と我が国企業との契約に基づき入国する専門的・技術的分野の外国人に対する安定的地位の付与

在留資格「研究」「技術」「人文知識・国際業務」及び「技能」については、「(外国人本人と本邦の公私の機関との契約)」に基づいて活動を行うことが要件とされているところ、平成18年3月31日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」により、外形上の契約当事者が「海外企業と本邦の公私の機関」であっても、その内容において外国人本人と本邦の公私の機関との間の契約が成立していることが確認でき、かつ、これらの在留資格に係る他の要件に適合するのであれば、入国・在留が可能である旨改めて周知することとされた。

これを受け、通達において、外国人から提出された契約書における確認点(本邦の公私の機関が当該外国人と「労働契約を締結する」旨明示されていることなど)を列挙し、これらの事項が確認されれば、外国の公私の機関と本邦の公私の機関が外形上の契約当事者となっている場合であっても、「外国人本人と本邦の公私の機関との間に労働契約が成立している」ものと認められ、「本邦の公私の機関との契約に基づいて活動を行う」という要件を満たすものとして取り扱うこととした。

### 第4節 研修・技能実習制度の適正かつ円滑な推進と一層の充実

#### 1 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業

特定の地域においては、特定の産業について、中小企業等が当該産業に係る技術保有の主体となっている場合がある。そこで、外国人研修生を受け入れようとする業種に属する企業が相当程度集積し、当該業種が当該地域における主な産業である地域において、当該業種に関する研修生派遣国との間の密接な経済交流があること等を前提に、平成15年8月29日、特区における特例措置として「研修」に係る基準省令における人数枠の特例を定めた告示の特例に関する措置等を告示し(同年10月1日施行)、研修生の受入れ人数枠の一部について拡大する措置を講じた。

本特例措置については、これまでに平成16年度下半期及び17年度下半期の適用状況の調査において、研修生を単純労働者として活用していると疑われる事例や研修生の人権を侵害する事例など受入れ機関に問題のある事例が散見されたことから、17年2月及び18年3月に、各特区の運営主体である地方公共団体に研修制度趣旨の理解及び受入れ機関への周知徹底・指導、受入れ機関との連携体制の強化等を指示した。しかしながら、18年度下半期の調査においても依然として、研修生の失踪や意図的な研修制度の潜脱等の問題が発生していること、相当数の受け入れ機関が研修生受入れの目的を若年労働力の補完である旨述べるなど、未だ制度の趣旨が正しく理解されていないことなどが明らかとなった。

この結果、平成19年3月30日の「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針」において、19年度下半期に再度評価を行うことが決定された。

## 2 「団体監理型」研修における実態把握

いわゆる団体監理型（ワンポイント解説参照）による研修生の受入れについて、実態調査等により実態の把握に努めたところ、平成18年は、研修事業実施機関（いわゆる第一次受入れ機関）28機関、実務研修実施機関（いわゆる第二次受入れ機関）190機関に対し、それぞれ「不正行為」の認定を行った。

不正行為の主な態様としては、第一次受入れ機関に対する認定では、入国管理局に提出する各種書類に虚偽の内容を記載したケースが多く、具体的には、第二次受入れ機関に対する監査報告書の記載内容が実態と相違していた場合や、研修実施場所を偽って記載した書類を提出したケースが挙げられる。

他方、第二次受入れ機関については、申請上の機関では研修を実施せずに他の機関で研修を実施させた機関や研修生に所定時間外の作業を行わせた機関のほか、労働関係法規に違反した形態で技能実習生を就労させた機関に対する認定が多い。

ワンポイント  
解説

### 研修生の受入れ形態

#### ～「企業単独型」と「団体監理型」

「企業単独型」による研修生の受入れとは、企業が単独で、例えば海外にある現地法人や合併企業等より研修生を受け入れる形態のことであり、「団体監理型」による研修生の受入れとは、企業が、例えば商工会や協同組合等の団体を通じて団体が監理することで受入れが認められている研修形態のことである。

「団体監理型」の典型例としては、研修事業実施機関（いわゆる第一次受入れ機関）である団体、例えば事業協同組合の監理の下、実務研修実施機関（第二次受入れ機関）である企業（組合員）において研修生を受け入れるケースが挙げられる。

## 3 外国人研修生受入れ人数枠の見直しについて

研修生の受け入れ機関において受け入れることができる研修生の人数については、適正な研修の実施を確保するため「研修」の在留資格に係る基準省令において、当該受入れ機関の常勤職員の総数の20分の1以内であることを要件としているところ、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）において、我が国企業単独で行う研修生の受入れに関し、当該人数算出の基礎となる企業の範囲について、我が国企業の形態に即して18年度中に見直しを行うこととされた。これを受け、我が国の企業活動の形態「研修」以外の在留資格における取扱いなどを踏まえ、一定の資本等の関係を有することを前提とし、一体として研修を実施する複数の企業は、いずれも受入れ機関に当たると整理した。

## 4 制度の見直し

研修・技能実習制度については、技能移転を通じた国際貢献という制度本来の趣旨を理解せず、実質的な低賃金労働者として扱っている等の事例も見受けられ、制度自体の見直しについて各方面から求められている状況にある。この点については、「規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）」において、実務研修中の研修生の法的保護を図るための措置や、技能実習生に係る在留資格の整備のための関連法案の提出について、遅くとも21年通常国会までに実施すべきであるとの指摘がなされている。今後、これらの指摘を踏まえ、関係省

庁における検討にもかかんがみつ、制度見直しに向けての検討を進めていくこととしている。

## 第5節 学術・文化・青少年交流の推進と留学生，就学生の円滑かつ適正な受入れ

### 1 「留学」及び「就学」の在留資格に係る審査の一層の適正化

外国人留学生の受入れは、昭和58年以降「留学生受入れ10万人計画」の下、我が国政府の基本方針として積極的に推進され、我が国に入国する留学生及びその大半が留学生となる日本語就学生が急増した。しかし、日本語就学生の中には、専ら就労を目的とする者が就学生を装って入国した上、不法就労者又は不法残留者となったり、受入れ教育機関として不適切な教育機関が存在したりする等深刻な問題となったことから、平成元年の入管法の一部改正により「留学」及び「就学」の在留資格を整備するとともに、上陸許可基準を整備する等、厳正な審査を実施してきた。

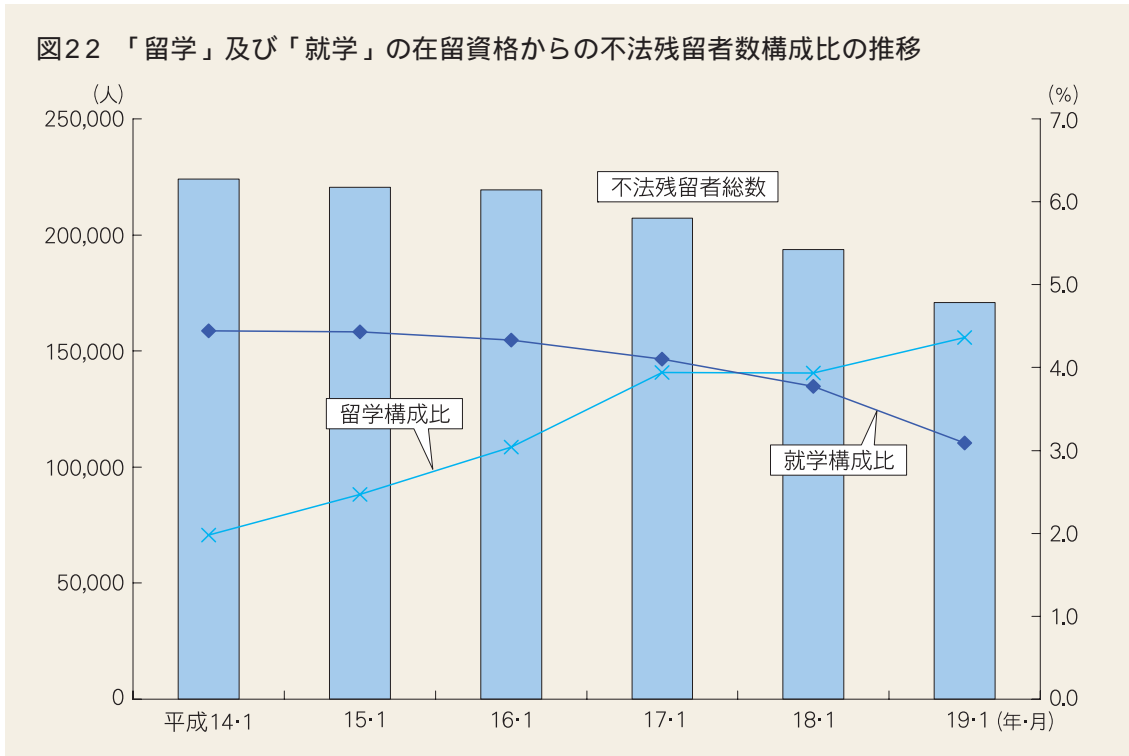
その結果、留学生及び就学生の不法残留者数が減少し、不適切な教育機関も減少するなどの改善が認められたため、平成11年12月、申請者の負担軽減の観点等から、提出書類の大幅な削減等手続の簡素化を図り、教育機関の在籍管理状況に応じた取扱いを行うことを内容とした審査方針を策定し、当該方針に沿って対応してきた。

しかしながら、近年、留学生の不法残留者の構成比が増加する傾向を示し（図22，表49）、また、留学生や就学生によって引き起こされる犯罪が大きな社会問題となり、さらには、留学を隠れ蓑とし、当初からの入国目的が就労することであったり、留学生や就学生による資格外活動事案が多く見られる等の状況が見られる。このような状況を踏まえ、平成15年11月から、留学生及び就学生の勉学の意思・能力や経費支弁の能力を有しているか否かについて慎重に確認することとしているが、引き続き審査の適正化を図っていくこととしている。

表49 「留学」及び「就学」の在留資格からの不法残留者数構成比の推移

(件)

区分	年月日	平成14年1月1日	15年1月1日	16年1月1日	17年1月1日	18年1月1日	19年1月1日
不法残留者総数(人)		224,067	220,552	219,418	207,299	193,745	170,839
留 学(人)		4,442	5,450	6,672	8,173	7,628	7,448
	構成比(%)	2.0	2.5	3.0	3.9	3.9	4.4
就 学(人)		9,953	9,779	9,511	8,506	7,307	5,281
	構成比(%)	4.4	4.4	4.3	4.1	3.8	3.1



## 2 問題のある教育機関に対する指導

学生の選抜に当たって勉学意欲の確認や経費支弁能力の確認が不十分であったり、あるいは学生の所在やアルバイト状況等を把握していないなど、学生の在籍管理を適正に行っていない教育機関があることから、平成18年度においても引き続き実態調査を行うなどして教育機関の実態把握に努めた。

そのほか、在籍する学生が資格外活動許可を取得しないで、あるいは許可された範囲を超える就労活動を行って摘発を受けたり、窃盗などの刑法犯で検挙されるなどの事案が発生した教育機関に対しては、これら教育機関の関係者からこれまでの学生の選抜方法や在籍管理方法についての報告を求め、今後の改善とその実施の徹底を求めた。

さらに、留学生や就学生が卒業や退学等となった後も帰国せず、そのまま不法残留する数は依然として少なくないという現状も踏まえ、大学を始め専門学校や日本語教育機関に対しては、引き続き各種会議等の場において在籍管理の徹底等について周知を図り、より一層の協力を求めているところである。

## 第4章 退去強制手続業務

### 第1節 不法滞在外国人対策の推進

#### 1 摘発方面隊の拡充等摘発体制の強化

我が国に潜在する不法滞在外国人は約20万人と推計され、そのほとんどは不法就労に従事していると考えられ、これら不法滞在外国人による不法就労期間の長期化とともに、稼働・居住場所の分散化・小口化の傾向が進んでいる。

また、留学生や就学生を始めとした正規在留中の外国人による資格外活動事案が依然として多数発生しているほか、就労活動に制限がない日本人の配偶者や定住者といった在留資格を不正に取得するため、日本人との婚姻を偽装する事案や日系人を偽装する事案も増加している。



摘発風景

入国管理局では、これら不法滞在外国人を始めとする入管法違反者の我が国への定着化を防止し、その減少を図るとの基本方針を策定し、東京、大阪及び名古屋の各地方入国管理局に常時摘発を専門とする調査部門を設置した。

平成16年度に、東京入国管理局に首都圏を管轄する摘発方面隊を、17年度には名古屋入国管理局に東海・北陸地域を管轄する摘発方面隊を、18年度には大阪入国管理局に関西圏を管轄する摘発方面隊を順次設置し、特に不法滞在外国人が多数稼働している首都圏から中部・近畿地方における摘発体制のより一層の強化を図ったほか、19年度には東京入国管理局に新宿出張所に続く摘発専従型の出張所として東部出張所（江戸川区）を新設するなどし、更なる摘発体制の強化を図ることとしている。

#### 2 刑事手続から退去強制手続への円滑な移行

平成15年10月から東京入国管理局と警視庁との間で入管法第65条に基づく身柄引取りの運用拡大を実施し、不法滞在外国人縮減に有効な方策と認められたことから、その後、他の地方入国管理局においても受入態勢を整備しつつ運用拡大を図った結果、17年9月にはすべての都道府県警察との間で運用を実施することとなった。また、18年10月からは、身柄引取り数の多い東京入国管理局において、土日等の閉庁日についても受入可能な体制を整え、刑事手続から退去強制手続へ円滑に移行できるように更なる活用拡大に努めている。

このほか、「即決裁判制度」の運用が平成18年10月から始まったことに伴い、同制度が適用さ

れる不法滞在外国人については、関係機関と緊密な連携を図り、刑事手続から退去強制手続へ円滑に移行できるよう努めている。

### 3 出頭申告の促進

不法滞在外国人の自発的な出頭を促進するため入管法の改正を行い、平成16年12月から入国管理局に出頭した者のうち一定の要件に該当する場合については、簡易な手続で出国し、かつ、上陸拒否期間も短縮した出国命令制度を導入したところ、18年中に本国への帰国を希望して出頭し同制度の適用を受けた外国人は1万1,108人となった。

今後も、出国命令制度の出頭状況を分析しつつ、外国語メディアを含む様々な情報通信を通じて不法滞在者の出頭を一層促進するための広報活動に積極的に取り組んでいくこととしている。

### 4 空港におけるパトロール活動

近年、我が国の空港内の直行通過区域（トランジットエリア）を悪用し、我が国への不法入国を幫助する者や米国等第三国への不法入国を試みる者が後を絶たず、これらの者に対する厳正な取扱いが、国際組織犯罪、テロ対策上喫緊の課題となっていることから、平成14年度から、成田空港及び関西空港の直行通過区域（トランジットエリア）におけるパトロールを強化し、同区域での偽変造文書行使事案等悪質な事案の発見・防止を図っている。

## 第2節 人権により一層配慮した収容施設における処遇

入管法違反外国人は、主任審査官の発付する収容令書により身柄を拘束された上で、退去強制手続を執られ、また、同手続の結果、我が国から退去を強制されることが決定されると、主任審査官の発付する退去強制令書により収容されることとなるが、その収容できる施設として地方入国管理局、同支局及び一部の出張所の計16か所に「収容場」が、また、茨城県牛久市、大阪府茨木市及び長崎県大村市の3か所に「入国者収容所入国管理センター」が設置されている。

これらの収容施設は、入管法違反外国人を我が国から退去強制するまでの間、一時的に身柄をとどめ置くものであるため、収容されている外国人（以下「被収容者」という。）の処遇に当たっては、従来から、保安上支障のない範囲内においてできる限りの自由を与え、被収容者の属する国の風俗習慣等による生活様式を尊重した処遇を行ってきたが、より人権に配慮した適正な処遇を行うため、平成10年8月に被収容者処遇規則を改正して（同年9月1日施行）、被収容者が収容施設の長に対して処遇に関する意見を意見箱に投かんすることができることなどを内容とする「意見聴取制度」を導入し、さらには、13年9月にも同規則を改正して、被収容者が自己の処遇に関する入国警備官の措置に不服があるときは、収容施設の長に対し不服を

申し立て、最終的には、法務大臣に対して異議を申し立てることができる「不服申立制度」を同年11月1日から導入するなど、積極的に処遇の改善に努めてきた。

また、平成15年4月1日にも同規則を改正し、従来、被収容者との面会を許可するときは入国警備官が立ち会うこととされていた領事官等以外の面会において、保安上支障がないと認めるときは、入国警備官の立会いを省略することができることとした。

他方、平成14年に矯正施設で発生した皮手錠の使用による受刑者に対する傷害事案等を受け、15年11月28日、被収容者処遇規則の一部を改正し（同日施行）、皮手錠を廃止するなど人権に配慮した所要の整備も行っている。

このほか、各入国管理センター及び東京、名古屋の各地方入国管理局においては、医療体制の充実を図るとともに、開放処遇時間における電話使用の自由化、入浴機会・户外运动機会の増加等に取り組むなど、保安上支障がない範囲内において、できる限りの自由と人権に配慮した処遇を実施している。

### 第3節 入管法違反者の状況に配慮した取扱い

不法滞在者を始めとする入管法違反外国人に対する退去強制手続の過程において、当該外国人が本邦在留を希望する場合は、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、生活状況、素行、内外の諸情勢、人道的な配慮の必要性、更には我が国における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案した上、我が国に在留することを配慮すべき者に対しては、在留特別許可を積極的に付与していくこととしており、平成18年における在留特別許可件数も相当数に上っている。

このような在留特別許可の許否の判断は、法務大臣の裁量に基づいて行われるものであり、基準を定めることは困難であるが、在留特別許可処分の透明性を一層高め、より適正な運用を図っていくとの観点から、平成16年8月から、法務省ホームページにおいて、在留特別許可された事例を公表しているところであり、18年6月には、在留特別許可された25事例を追加公表したほか、在留特別許可されなかった25事例を公表した。

さらに、平成17年3月に策定された第3次出入国管理基本計画及び18年3月31日に閣議決定された規制改革・民間開放推進3か年計画を踏まえ、18年10月に、在留特別許可に係るガイドラインを法務省ホームページにおいて公表した。

今後とも事例の公表を重ね、在留特別許可処分の透明性を高め、より適正な運用を図っていくこととしている。



## 第4節 関係機関との連携強化

### 1 入管法違反事件全般

入国管理局は、不法滞在外国人対策をより実効あるものとするため、次のような取組を行い、関係機関との連携を一層強化している。

入管法違反事件の効果的な防止及び摘発の積極的な推進のため、昭和46年から「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」を開催し、警察庁、法務省、外務省、財務省、厚生労働省及び海上保安庁の関係者による、情報交換や協力体制の緊密化など入管法違反事件に適切に対処するための方策について協議しており、平成18年度においては11月に仙台で開催し、不法入国事犯の現状及び取締り対策、不法就労事犯の現状及び取締り対策、人身取引事犯の現状及び対策について協議した。

また「犯罪対策閣僚会議」や「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」において決定された行動計画に沿って、関係機関と連携して、不法入国・不法滞在外国人対策への取組を強化しており、その他、銃器対策推進本部、薬物乱用対策推進本部、密輸出入取締対策会議に係する会議などを通じて密接な情報交換を行うなど、関係機関と連携し、悪質事案への効果的な対応に努めている。

### 2 不法就労外国人対策

不法就労外国人問題を解決していくためには、多方面からの対応が必要であることから、関係機関との協力関係を強化し、より実効性のある協力体制を構築する必要がある。

このため、入国管理局としては、不法就労に係る悪質な雇用主やブローカーについては、捜査機関に対して告発又は通報するなどして、不法就労助長罪の積極的な適用を促しており、また、雇用主やブローカーが関与する売春強要事



送還風景

案や賃金搾取事案等を認知した場合にも関係法令に基づく罰則の適用を捜査機関に促している。

また、入国管理局は、我が国の国際化を進展させていく等の観点から外国人労働者の受入れ範囲の拡大や円滑化が要請される一方、外国人の不法就労等が社会問題化している現状にかんがみ、昭和63年、内閣官房に設置された「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」の構成員となっており、同連絡会議において、内閣府、警察庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省とともに、外国人労働者を中心とする外国人の受入れに関する諸問題を検討する中で、不法就労者対策についても協議を行っている。

さらに、平成4年からは、警察庁、法務省及び厚生労働省の3省庁により設置された「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議（局長級）及び「不法就労外国人対策等協議会（課長級）」の場を通じて、定期的に情報交換を行い、合同摘発の実施等、具体的取組について協議を行っている。

## 第5章 難民認定手続業務

### 第1節 新たな難民認定制度の運用状況

平成17年5月16日に従来の難民認定制度を大幅に見直した改正入管法が施行され、難民認定申請中の外国人の法的地位の安定化が図られたほか、難民認定手続の公平性・中立性が一層高められた。

#### 1 仮滞在許可制度の運用状況等

新たな難民認定制度においては、不法滞在者である難民認定申請中の外国人の法的地位の安定化を図るため、仮滞在を許可する制度が創設され、仮滞在の許可を受けた外国人については、退去強制手続を停止し、身柄の収容をしないまま難民認定手続を先行して行うこととした。仮滞在許可の要件は、一定の退去強制事由に該当すると疑うに足りる相当の理由がないこと、

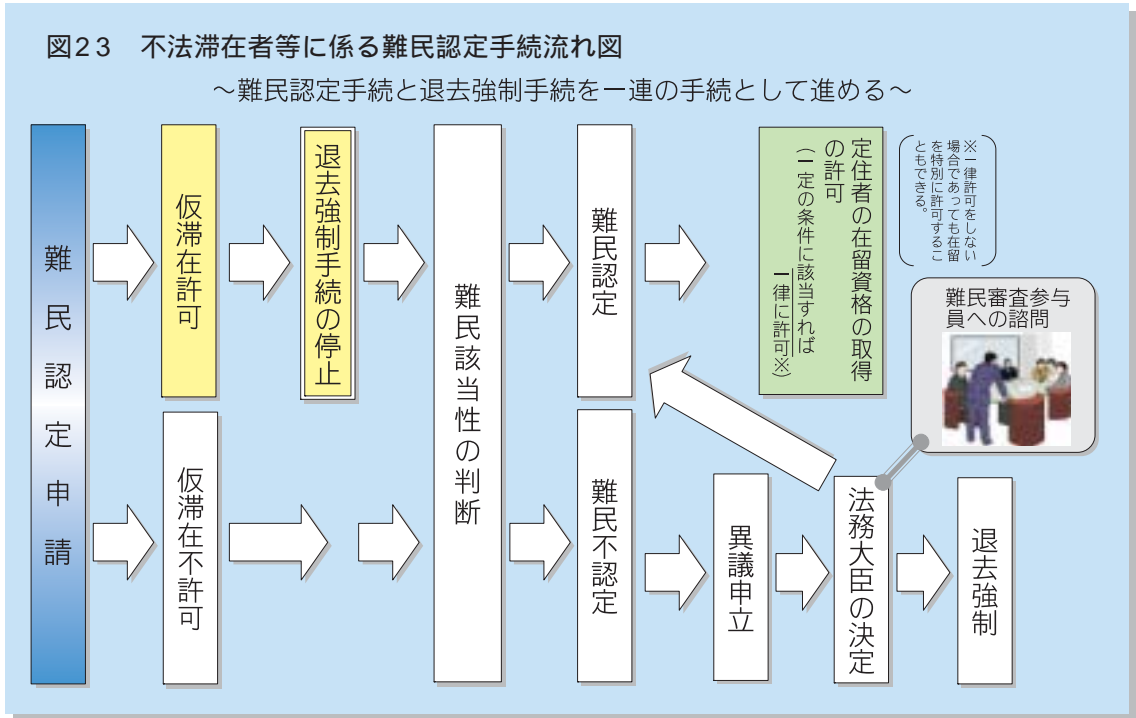
本邦に上陸した日（本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日）から6月以内に難民認定申請を行った者であること、迫害のおそれのあった領域から直接本邦に入った者であること、本邦に入った後に刑法等に定める一定の罪を犯して懲役又は禁錮に処せられた者でないこと、退去強制令書の発付を受けていないこと、逃亡するおそれがあると疑うに足りる相当の理由がないこととなっている。

平成18年に仮滞在許可の可否を判断した件数は721件であり、そのうち許可した件数は122件、不許可とした件数は599件である。なお、17年については、それぞれ326件、50件、276件であった。

#### 2 難民として認定された者等の法的地位の安定化

新たな難民認定制度により、難民認定申請をした不法滞在者については、難民として認定するか否かの判断と在留を許可するか否かの判断を同時に行い、法的地位の安定化を早期に図ることとした。また、難民と認定された不法滞在者が一定の要件を満たす場合には、一律に「定住者」の在留資格の取得を許可することとした。

なお、当該要件を満たさない場合であっても、その者の在留を特別に許可すべき事情がある場合には、法務大臣の裁量により在留が特別に許可されることがある（図23）。



## 第2節 難民認定申請事案の処理促進

平成18年の我が国における難民認定申請件数は、954件で、難民認定制度発足以降、最高の数であった。

最近の難民認定申請事案は、申請者の多国籍化、申請内容の複雑化及び難民認定制度を濫用する事案の増加が顕著となっている。また、難民認定手続における事実関係等の調査は、申請の理由となった事象が外国において発生していることが多いことから容易ではない。

こうした状況に起因して生じる処理の長期化及び未処理案件の増加等に的確に対処するため、次のような措置を講じている。

### 1 難民調査体制の充実・強化

難民認定申請事案の増加及び複雑化に対処するため、難民調査官を増配置するなどして調査体制の強化を図っている。平成13年度に難民調査官に指定されていた者は42名であったが漸次増え、18年度は65名が難民調査官として各地方入国管理局及び同支局に配置されている。

また、平成9年から毎年難民認定事務従事者研修を実施しているところ、18年においても8月から3週間にわたり同研修を実施して難民調査官の知識の涵養、調査技術等の向上を図った。同研修では、心的外傷（トラウマ）を受けた難民認定申請者へのインタビューの技術を習得させるための心理学者による講義を取り入れるなど、さまざまな事情・背景を有する難民認定申請者の人権に最大限配慮した上で、適切なインタビューが行えるよう、難民調査官の資質の向上に努めている。

## 2 難民関連情報の提供

入国管理局においては、外務省作成の資料、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）作成の資料、アムネスティ・インターナショナルの人権報告などのほか、一般書籍、報道及びインターネットにより収集した難民出身国の情報等を逐次各地方入国管理局及び同支局に提供することにより、事務処理の円滑化に努めている。

## 3 通訳体制の整備

難民認定申請を行った者から事情を聴取する場合には、申請者の国籍国若しくは居所を有していた国の公用語又は日常使用している言語の通訳を介するよう配慮し、各地方入国管理局及び同支局においては、各種言語の通訳の確保に努めている。

# 第3節 難民審査参与員制度の意義と運用状況

難民認定手続については、その公正性・中立性を図るべく、法務大臣は、難民不認定処分等に係る異議申立てに対する決定に当たっては、難民審査参与員の意見を聴かなければならないものとされた。

難民審査参与員は、人格が高潔であって、難民不認定処分等に係る異議申立てに関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者から任命することとされ、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）、日本弁護士連合会、難民事業本部等からの推せんを受け、法務大臣が任命している。

法務大臣は、異議申立てを受けた全ての案件について、3名の難民審査参与員の意見を聴くこととしているが、これに先立ち、異議申立人等がその意見を述べる口頭意見陳述及び難民調査官や難民審査参与員が異議申立人に対して質問する審尋を行っている。

平成18年における口頭意見陳述・審尋期日の開催回数は延べ129回であり、このうち、当該案件に関する2回目以降の期日（いわゆる続行期日）は4回である。

難民審査参与員は、口頭意見陳述・審尋期日の実施後、他の難民審査参与員と意見を交換した上、意見書を作成して法務大臣に提出する。意見書の書式は自由であり、難民該当性の有無のみならず在留配慮に関する意見が付される例も見受けられる。

平成18年に難民審査参与員から意見書が提出された案件は123件であるが、このうち、難民該当性を認めるものが6件、難民該当性は認められないものの在留配慮の要ありとするものが11件となっている。

その国籍別内訳を見ると、難民該当性を認めるものも、在留配慮の要ありとするものもいずれもミャンマー国籍を有する者の案件である。

なお、これまでのところ、法務大臣において、難民審査参与員の意見（意見が分かれたものについては多数意見）と異なる処理をした例はない。

## 第6章 外国人登録業務の適切な推進

### 第1節 外国人登録事務の円滑・合理化

外国人登録事務は、平成10年5月に閣議決定された地方分権推進計画を受けて制定された地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）により、法定受託事務（注）とされ、市区町村が引き続き同事務を担当するとともに、各種報告事務については直接法務省へ行うこととなっている。

このため、平成18年度においても、市区町村における外国人登録事務の適正かつ円滑な実施を確保するため、市区町村に対し事務処理状況の調査や業務指導、従事する職員を対象とした研修を実施した。

また、外国人登録事務の合理化については、外国人登録法が目的とする在留外国人の公正な管理に資すること、すなわち出入国管理行政を始め労働、教育、福祉その他各般の行政において在留外国人の居住関係及び身分関係に関する正確な資料・情報を提供することが適切に実現されることを念頭に、外国人登録制度を取り巻く国内外の諸情勢の変化等を踏まえつつ、事務処理の簡素・合理化の可能性を検討し、今後も引き続き推進していくこととしている。

（注）外国人登録事務は、地方自治法第2条第1号に定める法廷受託事務であり、これは本来国が果たす役割に属する事務であるが、国においてその適正な処理を確保する必要があるものとして法律（これに基づく政令を含む。）により地方自治体で処理することとされる事務と定められたものをいう。

### 第2節 外国人登録証明書の悪用等の防止

不法滞在者の中には、偽変造された外国人登録証明書を所持して合法滞在を装い、違法な就労活動等を行っている者が存在し、問題視されている。また、不法滞在者が外国人登録の申請をした場合には、「在留の資格なし」と記載された外国人登録証明書が交付されるところ、これが雇用主等の一般人に対して「外国人登録証明書を所持している外国人は合法滞在者である。」との誤解を与えているとの指摘がある。

これらの状況を背景に、犯罪対策閣僚会議で取りまとめられた「犯罪に強い社会の実現のための行動計画（平成15年12月）においては、外国人登録制度の運用の厳格化を推進することとし、具体的には、偽変造対策の推進、外国人登録に係る申請事項の確認等公正な管理を図るための措置の実施、「在留の資格」のない者に交付される外国人登録証明書の悪用防止対策を講ずることとされている。

このような状況から、在留の資格のあることが確認されていない外国人から外国人登録の申請がなされた場合は、当該申請を受理するにあたり、居住事実などを確認するとした取扱いを平成16年4月から行っている。また、外国人を雇用したり外国人と各種契約を結ぶ機会の多い企業及び事業主を主たる対象に、「在留の資格なし」の意味について分かりやすく説明したパンフレットや外国人登録証明書の見方を説明したパンフレットを作成し、全国の地方自治体の窓口等を通じて配布している。

なお、最近、高性能が進むコンピュータ等のデジタル機器を活用した外国人登録証明書の偽変造事案が発生しており、このような事案は外国人登録制度の信用を害する恐れがあることから、平成17年6月1日以降に市区町村で交付される外国人登録証明書のデザインを変更し、より精巧な偽変造防止策を施すこととした。外国人登録証明書のサイズや表示される登録項目などはこれまでと同じものの、背景として印刷される図面・文様を変更し、光の角度によって色彩が変化する色彩可変インキ等、これまで以上に高度な偽変造防止技術を導入し、さらには外国人登録証明書表面に浮かび上がるホログラム（注）のデザインも一新した。

（注）偽変造防止対策として、特殊な加工を施したホログラムフィルムで、外国人登録証明書表面をコーティングしている。



外国人登録証明書

## 第7章 国際社会への対応

### 第1節 条約及び国際会議への対応

#### 1 条約締結等への対応

##### (1) 各国とのEPA(経済連携協定)締結交渉への対応

###### ア 日・マレーシア経済連携協定

「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」は、平成18年7月13日に発効した。人の移動分野(入国及び一時的滞在)の関係では、短期の商用訪問者、企業内転勤者、自由職業サービス従事者(弁護士等)、公私の機関との契約に基づく専門業務従事者(在留資格「技術」「人文知識・国際業務」)及び投資家の受入れについて規定している。

###### イ 日・フィリピン経済連携協定

「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」は、平成18年9月9日に署名している(19年4月現在未発効)。人の移動分野の関係では、短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、自由職業サービス従事者(弁護士等)、公私の機関との契約に基づく専門業務従事者(在留資格「技術」「人文知識・国際業務」)及び看護師・介護福祉士候補者等の受入れについて規定している。

###### ウ 日・タイ経済連携協定

「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」は、平成19年4月3日に署名している(19年4月現在未発効)。人の移動分野の関係では、短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、自由職業サービス従事者(弁護士等)、公私の機関との契約に基づく専門業務従事者(在留資格「技術」「人文知識・国際業務」「技能：タイ料理人」)、指導員(在留資格「教育」)の受入れ及び介護福祉士等について継続協議することを規定している。

###### エ 日・インドネシア経済連携協定協議

平成18年11月に、日・インドネシア経済連携協定交渉は大筋合意に達し、その後、署名に向けて作業が進められている。人の移動分野の関係では、短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、自由職業サービス従事者(弁護士等)、公私の機関との契約に基づく専門業務従事者(在留資格「技術」「人文知識・国際業務」)、看護師・介護福祉士候補者等の受入れ及び関連協力としてホテルサービス分野での研修・技能実習制度の検討等を含むものとなっている。

## オ 日・チリ経済連携協定

「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」は、平成19年3月27日に署名している（19年4月現在未発効）。人の移動分野の関係では、商用訪問者、企業内転勤者、投資家及び公私の機関との契約に基づく専門的業務従事者（在留資格「技術」「人文知識・国際業務」）の受入れについて規定している。

### （2）その他の二国間経済連携協定等の状況

その他の経済連携協定交渉として（平成19年4月）現在、ブルネイ、ベトナム、GCC諸国（湾岸協力理事会）、インド、スイス及びオーストラリアとの間で交渉が進められている。

### （3）WTO協定サービス交渉への対応

サービス貿易交渉における自由化交渉では（平成19年4月）現在、我が国は、WTO（世界貿易機関）事務局に対し、サービス貿易に関する改訂オファーを提出しており、「各分野に共通の約束」において、自然人の入国及び一時的な滞在に関する措置として、企業内転勤者（経営者等を含む。）、自由職業従事者（弁護士等）、短期商用者、及び契約に基づく専門業務従事者（在留資格「技術」「人文知識・国際業務」）の受入れを掲げている。

### （4）人権関係諸条約規定に基づく報告及び審査等への対応

我が国が締結している「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（国際人権A規約）」「市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権B規約）」「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」「児童の権利に関する条約（児童の権利条約）」「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）、及び「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）」については、我が国はその実施状況等について政府報告しており（注）、入国管理局では出入国管理行政に関する観点で、報告書の作成や政府報告の審査及びそのフォローアップ等に関わっている。なお、新たな人権関係条約として（平成19年4月）現在、平成19年2月に署名した「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」の批准のための作業が行われているところ、入国管理局は、出入国管理行政に関する観点からこの作業に関わっている。

（注）各政府報告の状況（提出）は（平成19年4月）現在までのところ、国際人権A規約は第2回報告、国際人権B規約は第5回報告、女子差別撤廃条約は第5回報告、児童の権利条約は第2回報告、人種差別撤廃条約は第1・2回報告、拷問等禁止条約は第1回報告となっている。

### （5）その他の条約

港湾手続の簡易化を目的として、関係書類様式の採用や手続の簡素化等を含む「1965年の国際海上交通の簡易化に関する条約（FAL条約）」については、平成17年11月1日に我が国において発効しており、入国管理局では我が国の出入国管理制度（入管法施行を含む。）との



整合性等の観点から必要に応じ調整等を行っている。また、空港における出入国・税関・検疫・空港管理手続の簡易化を目的とした「国際民間航空条約（シカゴ条約）の「第9附属書」についても、同様である。

## 2 国際会議への対応

### (1) G8ローマ・リヨングループ移民専門家会合

G8（注）におけるテロ対策や国際組織犯罪対策を検討する作業部会の一つである「G8ローマ・リヨングループ移民専門家会合」では、G8が協力して取り組むべき出入国管理分野におけるテロ対策、人身取引対策や偽変造文書対策等について議論が行われている。

平成18年はロシアのモスクワにおいて同会合が計3回開催されたが、毎回入国管理局から職員が出席し、各国の担当者と情報交換・意見交換を行った。

（注）平成6（1994）年にナポリで開催された主要先進国首脳会議（サミット）からロシアが政治問題の討議のみ参加できることとなったことから、7か国（日本、米国、英国、フランス、ドイツ、カナダ、イタリア）をメンバーとして行っていた通常のサミットと区別するためにP8（Political 8）との呼称が用いられていたが、平成9（1997）年のデンヴァーサミットからロシアがサミットのメンバーとして正式に参加することとなったことから、G8と呼ばれるようになった。

### (2) PACRIM（環太平洋出入国管理専門家会合）

平成6年から年1回開催されているアジア太平洋地域の出入国管理行政当局の情報管理担当者等による情報交換及び協力促進を目的とする会合。この会合は、より行政実務的な情報交換を行うことを目的とするものであり、不法移民問題を始め、偽変造文書問題、密航問題等について協議が行われている。

18年11月に香港で開催された第12回会合には入国管理局から職員が参加し、情報交換を行った。

### (3) ASEM（アジア欧州移民担当局長級会合）

「アジア欧州（ASEM）移民担当局長級会合」は、アジア諸国とヨーロッパ諸国において移民問題を担当する責任者が一堂に会して不法入国・不法滞在問題等を議論する会合であり、平成14年から毎年開催されているものである。本会合は不法移民対策等の検討に有益な意見交換、情報収集の場であることから、入国管理局からも職員が参加し、情報交換等に努めている。平成18年12月にフィンランドのクオピオにおいて第5回会合が開催され、合法的及び非合法的移民に対する政策、人身取引対策等について協議された。

### (4) その他の国際会議等

前記国際会議以外にも、入国管理局は、二国間での経済連携協議、テロ対策協議、領事当局間協議、治安当局間協議等に参加し、積極的に我が国の立場を説明し協力関係の構築に努めているほか、OECD・SOPEMI（経済開発協力機構・移民に関する継続的報告システム）、

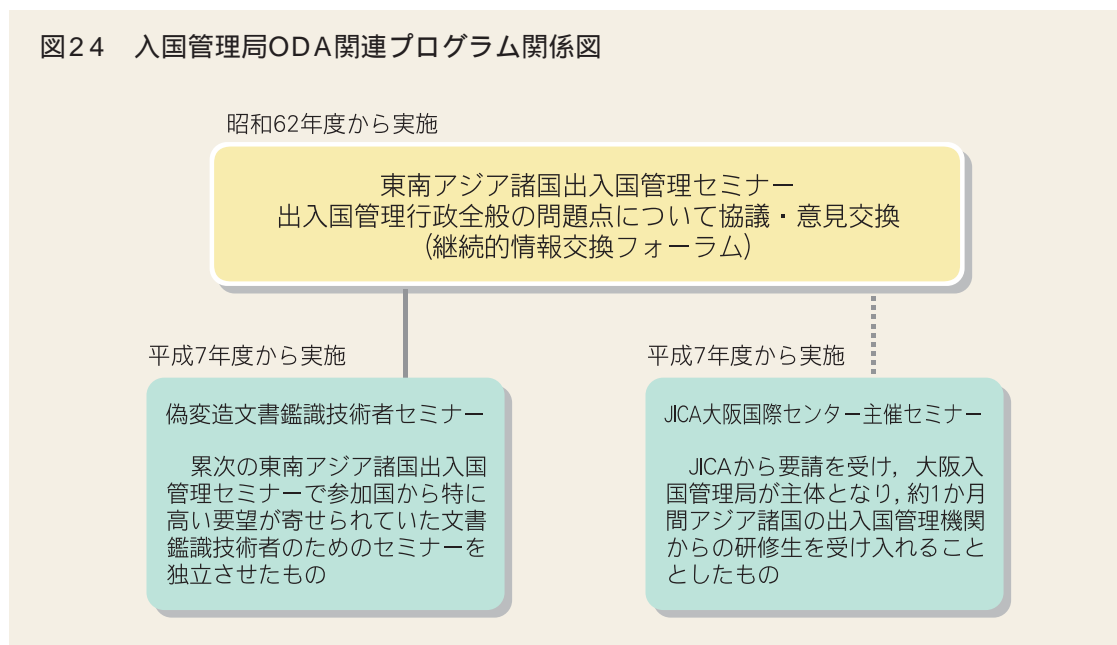
人の密輸に関する地域会合，IATA・CAWG（国際航空輸送協会・入国管理機関関係部会），ICAO（国際民間航空機関）・出入国簡易化部会等，多国間での情報・意見交換や協力関係の向上を目的とした会合等にも参加している。

また，UNHCR執行委員会，APC（難民，避難民及び移民に関するアジア太平洋政府間協議），APEC（アジア太平洋経済協力）ビジネス関係者の移動専門家会合，国連及びその他の国際機関の移民，人権，犯罪対策等に関する諸委員会や会議等での議論も当局の業務に深く関連するところであり，積極的な対応を行っている。

## 第2節 各種セミナーの開催

国境を越える人の移動については，その円滑化を促進しつつ，同時に厳格なテロ対策を講じなければならないという相反する課題を抱える問題であり，一国限りで対応することには限界があり，二国間，地域間，多国間での協力した取組が特に重要となってきたことから，出入国管理等に関する情報交換等の国際協力の強化が不可欠であるとの認識の下，入国管理局は，ODA（政府開発援助）事業の一環として以下のようなプログラムを実施し，アジア諸国（地域）に対する行政技術の移転と域内各国（地域）の出入国管理行政当局間での情報網・協力体制の構築に取り組んでいる（図24）。

図24 入国管理局ODA関連プログラム関係図



### 1 東南アジア諸国出入国管理セミナーの開催

昭和62年度から毎年度，アジア域内各国（地域）の出入国管理行政当局幹部を招へいし，域内の出入国管理行政に関する意見交換・情報交換の場を提供している。入国管理局は，本セミナーにおいて建設的な意見交換・情報交換を行い，参加各国の効果的な出入国管理政策の立案

及び効果的な運用実現に寄与している。

平成18年度は11月に第20回セミナーを開催し、東南アジア諸国を始め環太平洋諸国など15の国、2つの地域(アメリカ,オーストラリア,ブルネイ・ダルサラーム,カンボジア,カナダ,中国,中国香港,中国マカオ,インドネシア,韓国,ラオス,マレーシア,ミャンマー,フィリピン,シンガポール,タイ,ベトナム)の出入国管理機関並びにオブザーバーとして(EC)欧州委員会,ICPO(国際刑事警察機構),IOM(国際移住機関)及びUNHCR(国連難民高等弁務官事務所)の4国際機関の担当者が参加し、「国際テロリスト及び国際犯罪者の入国阻止」、「入国を拒否した者の確実な退去等のための航空会社との協力に関する現状と問題点及び対応策」や「在留外国人に関する確実で適切な情報管理の方策」等について活発な意見交換が行われた。

## 2 偽変造文書鑑識技術者セミナーの開催

前記東南アジア諸国出入国管理セミナーの開催を重ねる中で、参加国(地域)から、特に偽変造文書鑑識技術に関する技術移転・情報交換の要望が強く寄せられたことを受け、平成7年度から毎年度、同セミナーの参加国(地域)から偽変造文書鑑識業務に携わる実務者を招いて、偽変造文書鑑識技術者セミナーを開催している。特に近年は、不法移民及びこれをめぐる国際組織犯罪等の問題が世界的に深刻化しており、アジア地域においても、巧妙な偽変造文書を行使した事案が多発し、域内各国の出入国管理行政当局の共通した問題となっている。

そこで、本セミナーでは、入国管理局がこれまで蓄積してきた偽変造文書鑑識技術を紹介するとともに、米国、カナダ等の参加協力を得て、より効果的な技術移転及び情報交換に努めることとしており、偽変造文書を行使した不法出入国事案の根絶に向けて取り組んでいる。

平成18年度は19年2月に名古屋市において第12回セミナーを開催し、バングラデシュ、ブルネイ・ダルサラーム、カンボジア、カナダ、インド、インドネシア、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、米国、ベトナム、在バンコクICE(Immigration Control Experts)チーム(注)、ICPO(国際刑事警察機構)、の18カ国及び2国際機関等が参加したほか、台湾や在日フランス大使館の鑑識担当職員等がオブザーバーとして出席した。



偽変造文書鑑識技術者セミナー

(注) 在バンコクICEチームとは、バンコクに駐在するカナダ、米国、ニュージーランド、オランダ等外国大使館の渉外担当官により構成されており、人の密輸や国際的な犯罪等に関し、有益な情報交換を行っているチームである。

### 第3節 研修の実施 - 「出入国管理行政コース」の支援 -

平成7年度から、JICA（国際協力機構）大阪国際センターが「出入国管理行政コース」の研修を実施しているところ、同研修に、大阪入国管理局が全面的な協力を行っている。この研修は、アジア地域内の開発途上国等において出入国管理行政に携わる中堅行政官に我が国の出入国管理行政の現状を紹介し、行政技術の研修を行うことを通して、各地域内の出入国管理行政の発展に資するとともに、地域内を結ぶネットワーク構築を目指しているものである。

平成18年度は、10月にカンボジア、中国、インド、インドネシア、カザフスタン、モルデブ、モンゴル、ミャンマー、ネパール、フィリピン、スリランカ、タジキスタンの12か国の出入国管理行政当局から中堅職員19名を受け入れ、3週間にわたり研修支援を行った。

## 第8章 広報活動と行政サービスの向上

### 第1節 広報活動の推進

入国管理局では、幅広い国際交流や入国・在留手続等を円滑に推進するためには、積極的な広報活動が重要であるとの認識の下、従来よりその実施及び充実に努めてきた。

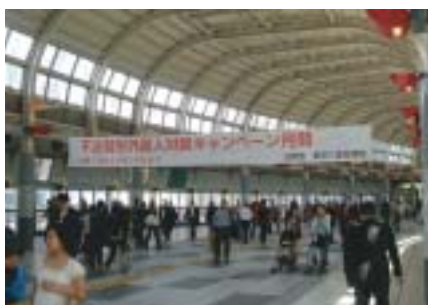
特に、我が国社会の多くの分野に様々な問題を引き起こす可能性がある外国人の不法就労防止対策の推進には、事業主等を含め国民各層に対し、施策の趣旨を理解していただくことが不可欠である。政府は、平成5年から、内閣官房が中心となり「外国人労働者問題啓発月間」を設定し、外国人労働者の正しい受入れに関する国民の理解と協力を得るための広報活動を実施しているが、この一環として入国管理局でも、例年6月を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」に設定しており、18年においても関係省庁及び地方自治体等の協力を得てポスターやリ



不法就労外国人対策キャンペーン月間ポスター



一日入国審査官



不法就労外国人対策キャンペーン風景

ーフレットを配布するなどして、不法就労防止に係る啓発活動を行っている。

また、中学生に入国審査を体験してもらう「一日入国審査官」、在留外国人の出入国・在留の相談を受ける「一日インフォメーションセンター（関係機関との共催）等のイベントも行ってきた。

さらに、平成18年度には、東京三弁護士会、新宿区と東京入国管理局の共催で外国人無料法律相談会を開催したほか、埼玉県、長野県と連携して両県内在住の外国人等を対象とした相談窓口を開設した。

また、最近における入国管理政策の周知への取組としては、平成18年改正法で新設された、上陸審査時の個人識別情報の提供義務規定が19年11月までに施行されるため、国内外に広く本制度を周知するためのパンフレット及び広報

ビデオを制作した。

このビデオは、地方公共団体、関係省庁、各国大使館、航空会社等の協力を得て、関係各方面に配布されている。

さらに、出入国管理行政に関する広報活動の在り方について、全国的に適切かつ統一のとれた対応が可能となるよう、平成7年度から、各地方入国管理局等の広報担当者を集めて「地方入国管理官署広報担当者協議会」を開催しており、組織として広報の質の向上を目指している。

入国管理局としては、国民に開かれた出入国管理行政の推進を目指し、今後とも、広報活動の充実に努めていく方針である。



外国人登録証明書の見方に関するパンフレット

## 第2節 行政サービスの向上

### 1 上陸審査手続の円滑化

入国管理局においては、これまでも空・海港における上陸審査手続の円滑化に努めてきたが、空港を利用して我が国を訪れる外国人の間から、上陸審査のために長時間待たされる場合があるなどといった指摘があった。そこで、例えば大規模空港の上陸審査場においては、外国人が多数到着した場合に、日本人担当の入国審査官の一部を外国人審査に振り分けて対応したり、各上陸審査場で混雑に偏りが出た場合に、入国審査官を移動させて対応している。また、外国人用に審査の待ち時間を表示することとしたほか、高齢者、障害者、妊婦等のための優先レーン（プライオリティレーン）を設置するなどして、手続の円滑化とともに行政サービスの向上に努めている。

さらに、審査ブースごとに列を作るのではなく、上陸審査場に到着した乗客が順番に一つの列に並び、空いたブースに順次進むというフォークライン方式を採用したり、混雑時間帯に配置する入国審査官の数を増やしたり、出入国記録カードの記載案内板を設置したりするなど、各空港の実状に合わせて、適宜航空会社等に協力を求めつつ、審査待ち時間の短縮化を図る等手続の円滑化に努めている。



審査の待ち時間表示



プライオリティレーン

## 2 入国・難民申請手続総合案内所

我が国と諸外国との交流が活発化し、我が国を訪れる外国人が増加している中、これら外国人の上陸手続に関する各種相談も多様化してきていること、また、難民認定制度の適正な運用を図っていく必要性もあることから、これら各種相談に迅速・的確に対応するため、平成15年1月6日から、東京入国管理局成田空港支局内に「入国・難民申請手続総合案内所」を設置した。さらに、同年4月15日には、大阪入国管理局関西空港支局内にも同様の相談所を設置した。

## 3 外国人在留総合インフォメーションセンター

入国管理局の職員は、正規に入国・在留する外国人に、さわやかな行政サービスを提供しようと努めているものの、これまでに述べたような業務量の増加をも原因として、申請者の待ち時間が長時間に及び、また、十分な手続案内がなされていないといった苦情も寄せられている。

そこで各地方入国管理局等では、職員の行政サービスに関する意識の向上を図り応接態度を洗練するほか、窓口環境の整備や各種案内サービスの工夫等その改善に取り組んでいる。

また、外国人の中には、生活様式・風俗習慣・言語などが異なっているため、入国・在留手続やその他日本の法律、社会制度などに不案内である場合も少なくなく、そのような場合の支援のため「外国人在留総合インフォメーションセンター」を開設し、外国人及び本邦の関係者に対して、次のような案内を行っている。

外国人社員や研修生の招へい、配偶者等の呼び寄せなどの入国関係諸手続  
 在留資格の取得及び変更、在留期間の更新、永住許可などの在留関係諸手続  
 外国人登録手続  
 外国人の入国・在留に関する各種申請書類の記載要領  
 その他外国人の入国・在留に関する各種案内

このインフォメーションセンターは、東京入国管理局、同局横浜支局、名古屋入国管理局、大阪入国管理局、同局神戸支局、広島入国管理局、福岡入国管理局及び仙台入国管理局に設置され、英語のほか韓国語、中国語、スペイン語等様々な言語で、電話や来訪による外国人の入国・在留に関する手続についての相談に応じている。

また、札幌入国管理局、高松入国管理局及び福岡入国管理局那覇支局には相談員を置き、インフォメーションセンターと同様の総合案内を行っており、前記3の入国・難民申請手続総合



東京入国管理局内にある  
外国人在留総合インフォメーションセンター

案内所の設置と併せて、全国の8地方入国管理局・5支局において総合案内所が設置され、外国人の相談・案内に適切に対応できる体制となっている。

さらに、平成17年9月からは、新宿区歌舞伎町に新宿外国人センターを置き、インフォメーションセンターと同様のサービスを提供している。

なお、インフォメーションセンターの運営は、(財)入管協会に委託されている。

#### 4 入国管理局ホームページ

入国管理局では、平成14年3月、法務省ホームページ以外に入国管理局専用の「外国人在留総合案内用ホームページ」(<http://www.immi-moj.go.jp/>)を開設し、入国在留手続等のQ&Aや、地方入国管理官署の所在地、連絡先、略図及び窓口開設時間等が閲覧できるように申請者等への利便を図っているほか、16年2月からは、電子メールによる不法滞在者と思われる者に関する情報の受付を行っている。

また、平成17年度末に、英語版ホームページを開設し、さらに、18年度末に、中国語版・韓国語版・ポルトガル語版の各ホームページを開設するなど、外国人にとっても利便性の高いものとなるよう努めている。



## 第9章 組織・職員の拡充

近年の出入国管理行政をめぐる状況の変化は著しく、業務の量的増加及び質的複雑化・困難化を反映して、組織・機構、人員等の整備・拡充が図られてきた。

平成18年度末現在、出入国管理行政は、法務省入国管理局を始めとする全国の入国管理関係機関において3,100人余りの職員によって遂行されているが、出入国管理行政の抱える課題は多岐にわたっており、なお体制整備面での課題も少なくない。

### 第1節 組織・機構

#### 1 入国管理官署の概要

出入国管理業務を所掌する組織としては、法務本省の内部部局として入国管理局が設置され、また、法務省の地方支分部局として、全国8つの地域ブロックごとに地方入国管理局、その下に支局及び出張所（支局の出張所を含む。）が設置されている。また、法務省の施設等機関として全国3か所に入国者収容所が設置されており、それぞれ法令に基づいて、出入国審査、在留審査、退去強制手続、難民の認定といった出入国管理行政関係の様々な業務を行っている。

これら、入国管理局、地方入国管理局、支局、出張所及び入国者収容所を総称して「入国管理官署」という（図25、26）。

#### 2 入国管理官署の主要な拡充

##### （1）円滑かつ厳格な出入国審査体制の強化に伴う組織拡充

今日の出入国審査には厳格化と円滑化の一見背反する二つの方向性が強く求められている。厳格化については、平成15年12月に犯罪対策閣僚会議で策定された「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」において「国境を越える脅威への対応」が掲げられ、「入国審査時における在留資格審査等の厳格化」に取り組む必要があると明示されており、水際対策の強化が強く求められている。

一方で、我が国を訪れる外国人旅行者数を2010年（平成22年）までに倍増させることを目標に政府が進める「観光立国行動計画」においては、その環境整備として入国手続の円滑化が求められている。

このような中、平成18年6月には成田空港において第1ターミナルビル南棟の供用が開始されており、羽田空港においては17年6月の日韓首脳会談での合意に基づき同年8月から羽

田空港 - 韓国金浦空港間のシャトル便が倍増しているほか、博多港においても近年出入国者数が急増している。

そこで、平成19年度には羽田空港において大幅に増加している出入国審査業務を円滑かつ厳格に処理するための現場責任者として統括審査官2名を配置し、同空港における業務全体の指揮・監督者として新たに首席審査官（所長）を配置した。

また、千歳苫小牧出張所が管轄する新千歳空港は定期便及びチャーター便が多く就航しており、平成18年6月から定期便が就航している旭川空港やチャーター便が定期的に就航する帯広空港の出入国審査を広範的に指揮・監督するために統括審査官（所長）を首席審査官（所長）とし、現場責任者として統括審査官を新たに配置した。

さらに、両出張所に首席審査官を配置したことにより、首席審査官は出張所に所属する出入国審査支援要員の連絡調整業務に専従することができ、全国の地方空・海港におけるチャーター便等の出入国審査支援業務を効率的かつ機動的に運用することが可能となり、地方空・海港における円滑かつ厳格な出入国審査を行うための体制を整えることができた。

図25 入国管理局組織表

(平成19年6月30日現在)

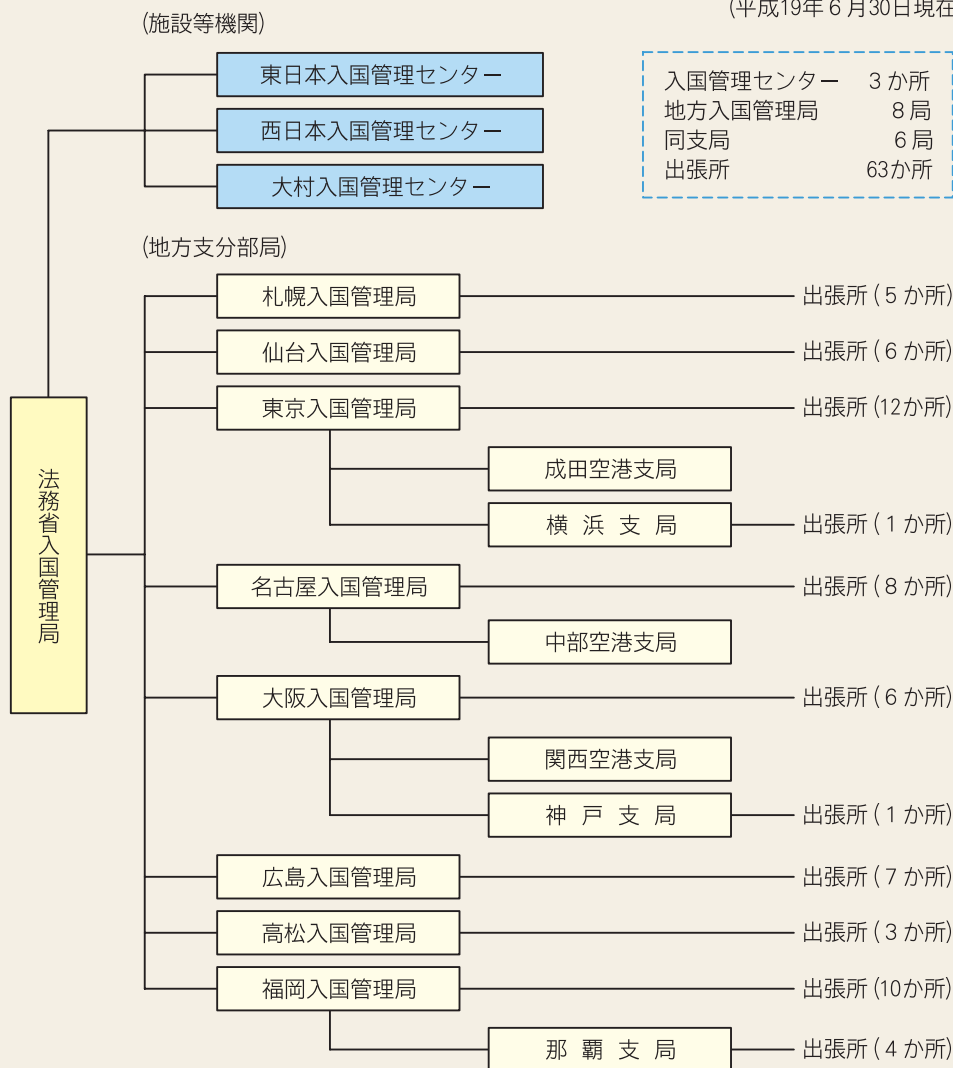
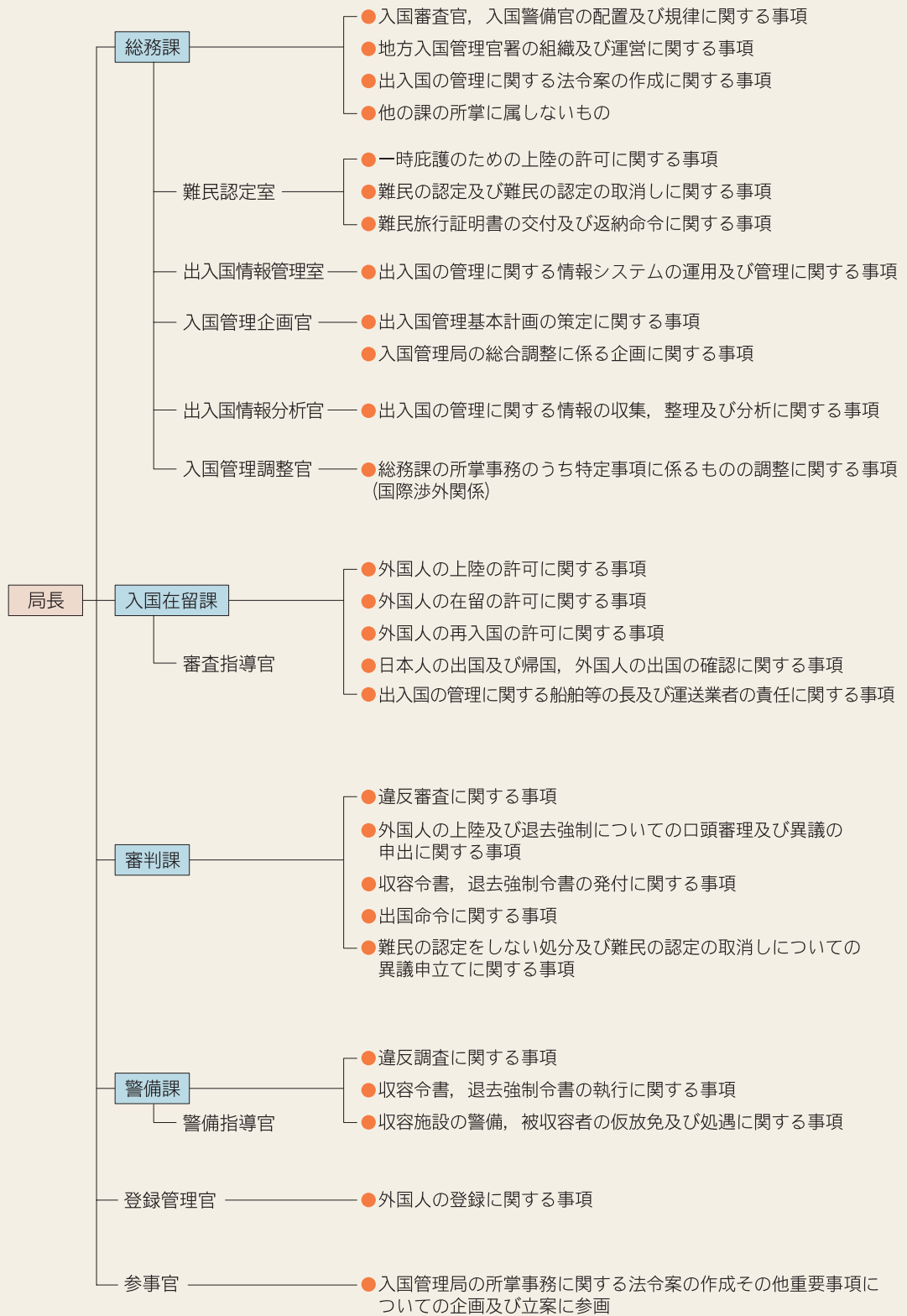


図26 法務省入国管理局所管事項



(注) 上記のほか，官房審議官1人及び局付4人が，入国管理局担当として配置されている。

## (2) 不法滞在者対策の強化に伴う組織拡充

平成19年1月1日現在の我が国における不法残留者数は約17万人であり、過去最高であった5年5月1日現在の約30万人に比べると10万人以上減少したものの、依然として高い水準で推移している。前記第1章のとおり、これら不法滞在者の半減を図るため、大都市圏を中心に入管法違反者の摘発体制の整備を進めており、15年度以降、次のように組織の拡充を図ってきた。

平成15年度には、東京入国管理局に、地域住民、関係機関等からの不法滞在者に関する情報を一元的に受理・収集・分析して各警備部門に提供する組織として、調査企画部門を新設するとともに、新宿区内を中心に不法滞在者などの入管法違反容疑者に関する違反調査、各種情報収集及び摘発を強化するため新宿出張所を設置した。

平成16年度には、新宿出張所に統括入国警備官1名を増設した上で、不法滞在者が特に集中する新宿、渋谷、赤坂、池袋などの繁華街をはじめ、管内1都8県を分担して専門的かつ機動的に摘発を行うため、摘発方面隊を設置した。

平成17年度には、名古屋入国管理局に同局管内の摘発に専従する調査第一部門を新設し、摘発方面隊を設置、平成18年度には、大阪入国管理局に摘発方面隊を設置し、効果的かつ的確な不法滞在者対策を実施していくこととした。

このほか平成18年度には、不法滞在者対策の強化に伴い、首都圏において摘発された外国人を収容するための施設の拡充と、処遇・送還体制の整備が必要となったことから、東京入国管理局成田空港支局の収容場の大幅な拡充を行い、企画管理・執行部門及び処遇部門を新設し、適切な処遇と円滑な送還を行うこととした。

さらに、平成19年度には摘発方面隊の再編に伴い、東京入国管理局東部出張所を新設したほか、立川出張所に新たに摘発班を配置し、これを指揮する統括入国警備官を新設した。

東京都東部地区に摘発型出張所の設置及び立川出張所に摘発班を新たに設置することにより、関係機関との連携を強化することで地域に密着した効果的な摘発の実施が可能となった。

また、大阪入国管理局においては、平成19年度の新庁舎への移転予定に伴い同局収容場の収容定員が大幅に増加することから、管内における不法滞在者の大幅な削減に向けた積極的な摘発を行い、被収容者の適正な処遇及び円滑な送還が可能となるよう執行担当の首席入国警備官を増設し、処遇部門には処遇企画担当、男子区処遇担当及び女子区処遇担当の統括入国警備官を、執行部門には執行企画担当及び執行担当の統括入国警備官を配置し、増加する処遇・執行業務に専門的に対応できるようにした。

## (3) 地方入国管理局の出張所の整理・統廃合

地方入国管理局の出張所（支局の出張所を含む。）については、元来、外航船舶の乗員・乗客の出入国審査を目的として設置された歴史的事情を背景に、その大半が全国の海港区域内に立地していたが、国際間の主たる輸送手段が船舶から航空機に移ったことに伴い、空港における出入国審査が主となった。また、就労、勉学、日本人配偶者等との同居などを目的に

長期間我が国に在留する外国人が増加したことにより、これら行政のニーズの変化に応えるために、空港や外国人が多数居住する都市部に出張所を新設、あるいは移転する必要が生じた。

そこで、入国管理局では、海港に設置されている出張所の整理・統廃合を進めるとともに、国際線が数多く就航している地方空港や、都道府県庁所在地その他主要都市に出張所を設置するなど、出張所の再配置に努めてきた（表50）。

今後は、出入国審査、在留審査及び入管法違反者に係る情報収集等を総合的に行う「出入国管理総合事務所」型の出張所の整備を進めることにより組織の大幅な合理化・効率化を図っていく必要がある。

表50 地方入国管理局の出張所の整理統廃合状況（実績）

（平成19年6月30日現在）

年度	区分	廃止		設置	
		名称	所在地	名称	所在地
平成12		尼崎港出張所	尼崎市	佐賀出張所	佐賀市
		呉港出張所	呉市		
		唐津港出張所	唐津市		
		伊万里港出張所	伊万里市		
13		横須賀港出張所	横須賀市	静岡出張所	静岡市
		鹿児島空港出張所	始良郡溝辺町		
		清水港出張所	清水市		
		田子の浦港出張所	富士市		
14		岩国港出張所	岩国市	甲府出張所	甲府市
		八代港出張所	八代市		
		日立港出張所	日立市		
		鹿島港出張所	鹿島郡神栖町		
15		東京港出張所	東京都江東区	新宿出張所	東京都新宿区
		渋谷出張所	東京都渋谷区		
		室蘭港出張所	室蘭市		
		宮古港出張所	宮古市		
		大船渡港出張所	大船渡市		
		石巻港出張所	石巻市		
		佐世保港出張所	佐世保市		
		那覇港出張所	那覇市		
16		青森港出張所	青森市	青森出張所	青森市
		八戸港出張所	八戸市		
		横浜港出張所	横浜市		
		名古屋港出張所	名古屋市		
		名古屋空港出張所	愛知県西春日井郡豊山町		
		堺港出張所	堺市		
		神戸港出張所	神戸市		
		水島港出張所	倉敷市		
		志布志出張所	鹿児島県曽於郡志布志町		
		17			
19		大阪港出張所	大阪市	東部出張所	東京都江戸川区

これらの動きは、平成11年4月に閣議決定された「国の行政組織等の減量、効率化に関する基本的計画」の中で示されている「地方入国管理局出張所については、海型から内陸型への再編を進めるとともに、縮減を図る」との基本方針に沿ったものである。

## 第2節 職員

### 1 入国管理局職員

入国者収容所及び地方入国管理局には、出入国管理業務に従事する職員として、入国審査官、入国警備官が配置されているほか、一般行政事務を行う職員である法務事務官及び医師等の法務技官が配置されている。

入国審査官は、上陸及び退去強制についての審査及び口頭審理、収容令書又は退去強制令書の発付、仮放免、難民認定及び在留資格諸申請等に関する事実の調査を行うほか、法務大臣の補助機関として、在留資格審査等を行っている。

入国警備官は、入国、上陸又は在留に関する違反事件の調査、収容令書又は退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者の収容、護送、送還、入国者収容所、収容場における被収容者の処遇及び施設の警備など入管法違反者の取締りを行っており、「国家公務員法」及び「一般職の職員の給与に関する法律」の規定の適用については警察職員とされ、危険な業務に従事することも多いことから、公安職職員となっている。

入国警備官には、摘発等の部隊組織で行動する際の指揮命令を明らかにするため、7つの階級（上位から警備監、警備長、警備士長、警備士、警備士補、警守長、警守）が設けられている。

また、入国審査官及び入国警備官は、個々の職員が独立した出入国管理業務の専門家としての業務を行うことから「専門官制」が導入されている。業務処理に必要な法律知識に加えて、バランスのとれた国際感覚、外国人の多様な風俗、習慣、宗教及び人権に配慮した柔軟な対応が求められている。

### 2 増員

入国管理局関係の職員数は、平成19年度は3,268人で、5年前の14年度の2,663人と比べ約23%、605人増加している。しかし、この間も業務件数は高水準で推移しており、加えてテロ行為・不法入国防止のための入国審査の厳格化、巧妙化する偽変造文書への対策、外国人犯罪の温床となっている不法滞在者の摘発強化など業務内容も複雑・困難の度合いが増している。このような状況に的確かつ迅速に対処し、国民の行政ニーズに応えていくためには、更なる増員が望まれる。（図27、表51）

平成19年度においては、入国審査官、入国警備官併せて195人が増員措置されており、その概要は以下のとおりとなっている。

図27 入国管理官署職員定員の推移

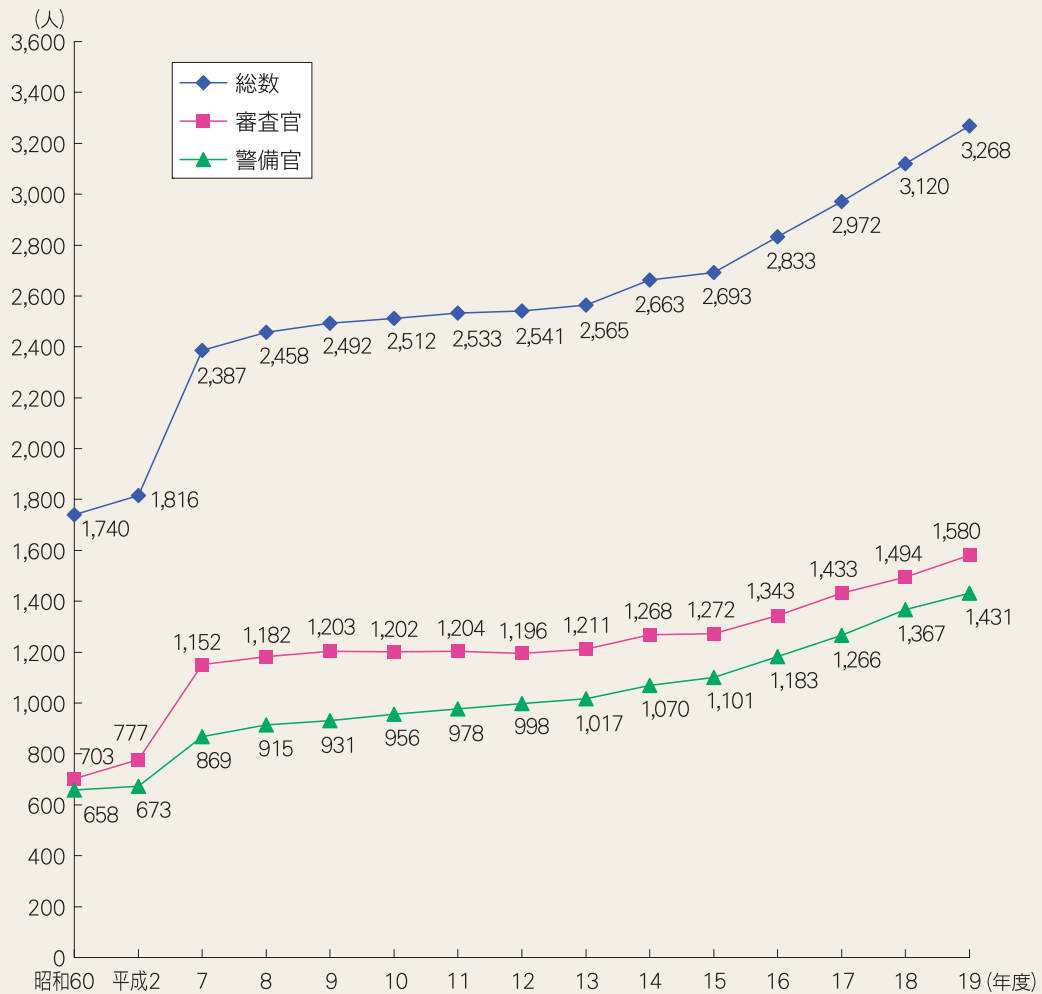


表51 入国管理官署職員定員の推移

(人)

年度	区分	本省事務官	地方入国管理官署				小計	総数
			事務官	審査官	警備官	その他		
昭和60		169	155	703	658	55	1,571	1,740
平成2		166	154	777	673	46	1,650	1,816
7		163	165	1,152	869	38	2,224	2,387
8		161	166	1,182	915	34	2,297	2,458
9		161	166	1,203	931	31	2,331	2,492
10		159	166	1,202	956	29	2,353	2,512
11		159	165	1,204	978	27	2,374	2,533
12		157	164	1,196	998	26	2,384	2,541
13		156	155	1,211	1,017	26	2,409	2,565
14		154	146	1,268	1,070	25	2,509	2,663
15		152	144	1,272	1,101	24	2,541	2,693
16		142	142	1,343	1,183	23	2,691	2,833
17		131	122	1,433	1,266	20	2,841	2,972
18		129	122	1,494	1,367	8	2,991	3,120
19		128	121	1,580	1,431	8	3,140	3,268

### (1) バイオメトリクスを活用した出入国審査体制の整備等

今日の出入国審査には厳格化と円滑化の一見背反する二つの方向性が強く求められている。厳格化については、テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）において、入国審査（上陸審査）時に外国人（特別永住者等を除く。）の指紋採取及び写真撮影を行うことを内容とする入管法の改正案を18年の通常国会に提出すること等が求められた。

そこで、平成18年の入管法の改正により、上陸審査時における指紋等個人識別情報の提供が義務付けられるなど、テロの未然防止のための規定の整備が行われ、バイオメトリクスを活用した出入国審査を行うこととなった。

これにより、特別永住者等を除く外国人については、上陸審査時に指紋の採取を行うこととなるが、正確かつ迅速な指紋鑑識を行うためには、専門的知識・技術を備えた専従の審査要員が不可欠であることから、成田空港支局に入国審査官12人の増員が措置された。

また、今日、海港における乗員上陸許可書の交付は、船舶の長又はその船舶を運航する運送業者を通じて行っているが、テロリスト等が乗員を偽装して入国を企てることのないよう原則として臨船審査を行い、上陸を希望する乗員については、空港と同様に個人識別情報の提供を求めることとなった。

そのため、仙台入国管理局、東京入国管理局、名古屋入国管理局、大阪入国管理局、広島入国管理局、高松入国管理局及び海港を所管する出張所に入国審査官63人の増員が措置された。

さらに、我が国に新規に入国する外国人の大半は、短期滞在目的の者を除き、入国事前審査である在留資格認定証明書の交付を受けており、同証明書の交付に係る審査体制を強化する必要がある一方、その交付事務の遅延が国際的企業活動の妨げとなるとの批判もあり、この面からも審査体制の強化が急務となっている。

このため、東京入国管理局に入国審査官6人の増員が措置された。

### (2) 支局・出張所における在留資格審査体制の強化

今日、約20万人と推定される不法滞在者の存在が社会問題化しているが、一方で、偽装結婚や偽装留学・就学など、正規の在留者を装って専ら単純労働に従事したり、犯罪組織に關与して犯罪を行ったりする偽装滞在者が我が国に与える悪影響も深刻化している。

このため、支局及び出張所の実態調査体制を強化することとして、横浜支局、川崎出張所、金沢出張所、静岡出張所、浜松出張所、豊橋港出張所、四日市港出張所、京都出張所、神戸支局に入国審査官20人の増員が措置された。

### (3) 東京入国管理局における摘発体制の強化等

東京入国管理局においては、都内において不法滞在者が特に集中している渋谷、赤坂、池袋及び新宿の4地区を中心に積極的な摘発を行ってきたところであるが、これらの地区にお



いては不法滞在者の減少の兆しが見えてきた反面、これらの地区に潜伏していた不法滞在者のかなりの部分が摘発を逃れて他の地域、特に東京都の東部及び千葉県西部並びに東京都の西部に移動している。さらに、首都圏の各県においても、都心から流出した不法滞在者が増加してきているものと考えられ、首都圏全体を対象とした摘発体制の見直しと強化が急務となっている。

このことから、東部出張所を新設することとし、東京入国管理局、東部出張所、立川出張所に入国警備官60人の増員が措置された。

また、我が国から退去強制する外国人を大幅に増加させるためには、十分な収容能力の確保と迅速な送還が必要であるところ、大阪入国管理局においては、平成19年11月には新庁舎への移転を予定しており、新庁舎の収容場の収容定員が現在の42人から200人へ大幅に増加することから、同局における被収容者の処遇や送還のための要員として入国警備官22人の増員が措置された。

#### (4) 東京入国管理局における難民調査体制の強化

平成17年に難民審査参与員制度が導入され、難民申請手続の公平性・中立性が一層高められている中、全国の難民認定申請件数は、12年には216件であったものが17年には約1.8倍の384件と増加傾向にあり、認定・不認定の結論が出るまでに長期間を要している。

他方、国際社会からは、日本政府に対して難民への人道的な配慮や国際貢献に一層の期待が高まっており、入国管理局に対しては難民認定に係る調査体制の一層の整備が求められている。

そこで、難民認定に係る調査体制を充実強化するため、東京入国管理局に難民調査官12人の増員が措置された。

### 3 研修

近年の業務内容の複雑・困難化等に対処するためには、入国管理局関係職員の資質・能力の向上が必要であり、研修体制の充実・強化に取り組んでいる。

法務省の研修機関である法務総合研究所によって実施される初任者、中堅職員、管理者等を対象とした体系的な研修に加えて、職員の専門知識を向上させるために偽変造文書鑑識従事者研修、入国在留事務従事者研修、難民認定事務従事者研修、入国警備官警備処遇担当官研修、情報システム等運用担当職員研修等各種の実務研修を実施している。このほかに、人権関係、メンタルヘルス関係の研修、警察等の関係機関が行う研修、海外研修等、外部講師を招いた研修に職員を積極的に参加させることにより、幅広い知識・経験を積ませるように努めている。

また、入国管理局の業務は主として外国人を対象としていることから、職員に対する英語、中国語、韓国語、スペイン語等の語学研修を語学専門学校等に委託し、業務に必要な語学能力の向上を図っている。

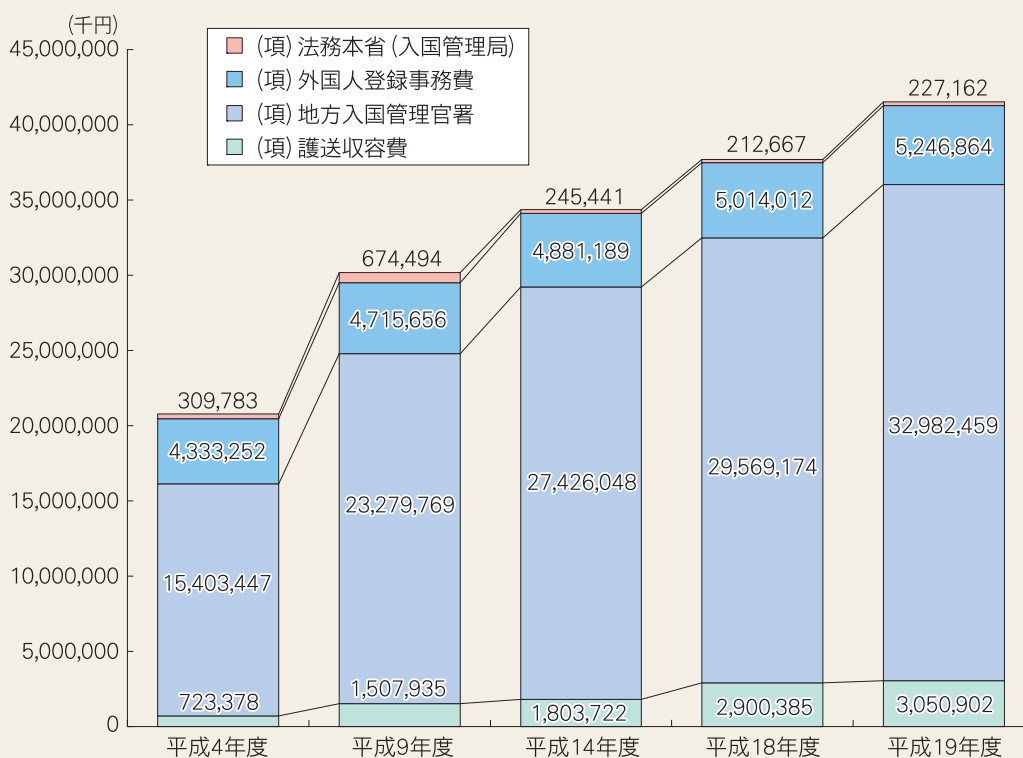
# 第10章 予算等

## 第1節 予算

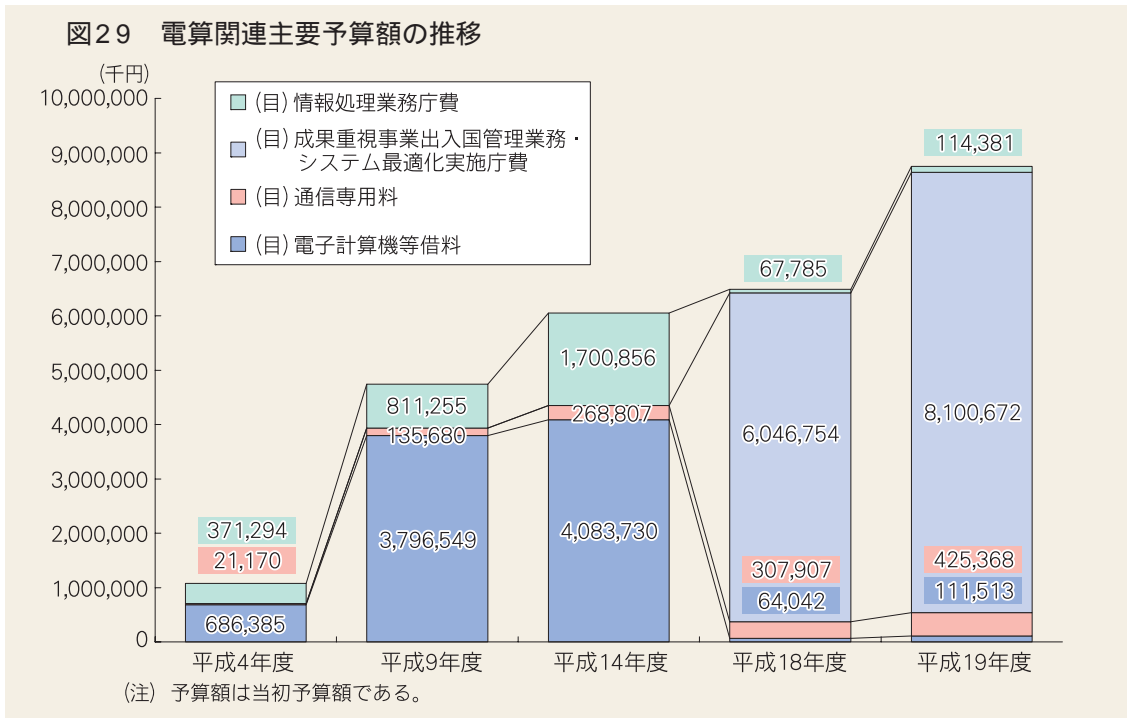
出入国管理行政の予算の推移は、図28のとおりであり、近年の厳しい行財政事情の中、当局が推進する各種施策の実施に必要な経費が認められ、体制の整備・拡充が図られている。

また、電子計算機運用関連予算については、各システムの合理化を継続的に推進した結果、平成15年度予算をピークに年々経費の縮減が図られてきたが、19年度予算においては、18年度予算に引き続きバイオメトリクスを活用した出入国審査体制の構築経費が認められたことなどにより、同予算が大幅に増加している（図28、図29）。

図28 予算額の推移



(注) 予算額は当初予算額である。



## 第2節 施設

平成19年3月31日現在、全国に8か所ある地方入国管理局は、法務単独庁舎（東京）、法務合同庁舎（仙台、名古屋（一部）、大阪、高松）、行政合同庁舎（札幌、広島）及び民間施設（名古屋（一部）、福岡）にそれぞれ入居している。また、地方入国管理局支局及び出張所は、港湾合同庁舎、行政合同庁舎、空港ターミナルビル及び民間施設に入居している。

さらに、全国に3か所ある入国者収容所は、いずれも平成5年以降に完成した近代的な施設であり、法務単独庁舎（大村）及び法務総合庁舎（東日本、西日本）として整備している。

今日、国際化の進展に伴い、我が国に入国・在留する外国人は、年々増加傾向にあるほか、依然として多くの不法滞在者が存在し、その数は高水準で推移している。

このような状況に対応するため、地方入国管理官署では近年において、庁舎新営、収容場の増築などを通じて収容能力の拡充を図ってきている。

平成18年度には、収容定員を拡充（48人→350人）し、東京入国管理局成田空港支局の収容場の運用を開始している。さらに、19年度には大阪入国管理局及び名古屋入国管理局新庁舎が共に法務単独庁舎として完成する予定である（表52）。

入国管理局としては、今後も必要に応じた施設整備を積極的に実施していきたいと考えている。

表52 収容定員の推移

区分	年度	平成14	15	16	17	18	19
	収容定員合計		2,788	3,039	3,108	3,410	3,410
入国者収容所		1,549	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
地方入国管理局		1,239	1,239	1,308	1,610	1,610	2,048

各年度3月31日現在（平成19年度は予定）